

## 議案第七十六号

### 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

宇部市楠総合センター条例（平成十六年条例第六十六号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

第二条の二を次のように改める。

（施設）

第二条の二 宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

- 一 ルネッサンスホール
- 二 中会議室
- 三 小会議室
- 四 調理室

第二条の三を削る。

第三条第一項第一号中「火曜日」を「毎月第三火曜日」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第四条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第五条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「あらかじめ指定管理者」を「市規則で定めるところにより、市長」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第六条中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同条第二号中「損傷する」を「損傷し、又は滅失させる」に改める。

第七条中「指定管理者」を「市長」に、「利用する」を「使用する」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを

負わない。

第九条を次のように改める。

(使用料)

第九条 使用者は、別表の規定により算出して得た合計額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。

第十条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「市長の承認を受けて、利用料金」を「使用料」に改める。

第十一条の見出し及び同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者において」を「市長が」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第十二条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条ただし書中「あらかじめ指定管理者」を「市長」に改める。

第十三条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。

第十四条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とする。

別表中



を



に、

栄養実習室	一、〇〇〇円	一、四九六円	二、〇〇〇円
-------	--------	--------	--------

を

調理室	三〇〇円	四五〇円	六〇〇円
-----	------	------	------

に改め、

同表備考第一号を削り、同表備考第二号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表備考第三号中「利用」を「使用の」に、「利用時間」を「使用時間」に、「利用を」を「使用を」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考第四号中「利用する」を「使用する」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表備考第五号中「及び」を「又は」に、「利用する」を「使用す

る」に、「利用料金」を「使用料」に、「所定」を「それぞれ所定」に改め、同号  
を同表備考第四号とし、同表備考第六号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用  
する」を「使用する」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第七号を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定め  
る日から施行する。

#### 「説明」

宇部市楠総合センターの管理手法の変更及び宇部市総合支所の移転に伴い、所要  
の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(指定管理者による管理)

第二条の二 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 センターの利用の許可（許可の取消しを含む。）に關すること。
- 二 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に關すること。
- 三 センターの施設及び附属設備の維持管理に關すること。
- 四 その他センターの管理及び運営に關する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

(開館日)

第三条

- 一 火曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第四条

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず

(施設)

第二条の二 宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

- 一 ルネッサンスホール
- 二 中会議室
- 三 小会議室
- 四 調理室

(開館日)

第三条

- 一 毎月第三火曜日
- 二

2 市長 は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第四条

2 市長 は、前項の規定にかかわらず

、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、前項の開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第五条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

(許可の制限)

第六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

二 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第七条 指定管理者は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

(利用料金)

第九条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免等)

第十条 指定管理者は、前条の規定にかかわ

、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第五条 センターを使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長 は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

(許可の制限)

第六条 市長 は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第七条 市長 は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第九条 使用者は、別表の規定により算出して得た合計額に消費税（昭和六十三年法律第八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免等)

第十条 市長 は、前条の規定にかかわ

らず、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減免し、又は後納させることができる。

(利用料金の還付)

第十一条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸及び譲渡の制限)

第十二条 利用者は、センターの利用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第十三条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第七条の規定により利用の許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに器具その他の物件を原状に復さなければならぬ。

(損害賠償)

第十四条 利用者は、センターの利用に伴い施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならぬ。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第十五条 市長は、第二条の二の規定にかかわらず、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他特別の事情があるときは、必要な限度において、第二条の三各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の場合において、第三条第二項及び第四条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、ときは、市長の承認を受け

らず、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免し、

又は後納させることができる。

(使用料の還付)

第十一条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸及び譲渡の制限)

第十二条 利用者は、センターの使用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第十三条 利用者は、センターの使用を終了したとき又は第七条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに器具その他の物件を原状に復さなければならぬ。

(損害賠償)

第十四条 利用者は、センターの使用に伴い施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならぬ。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

て」とあるのは「ときは」と、第五条から第七条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第九条第一項中「指定管理者」に対し、利用料金」とあるのは「市長」に対し、使用料」と、同条第二項中「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるもの」とあるのは「前項の使用料の額は、別表に定めるとおり」と、第十条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を受けて、利用料金」とあるのは「使用料」と、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第十二条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第十六条

別表（第九条関係）

利用区分	利用時間 午前八時 三〇分 から 正午ま で	正午から 午後五時 まで	午後五時 から午後 一〇時ま で
------	---------------------------------------	--------------------	---------------------------

栄養実習室	円 一、〇〇〇	円 一、四九六二、〇〇〇	円 二、〇〇〇
-------	---------	--------------	---------

備考

一 利用料金の額は、指定管理者が定める額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(委任)

第十五条

別表（第九条関係）

使用区分	使用時間 午前八時 三〇分 から 正午ま で	正午から 午後五時 まで	午後五時 から午後 一〇時ま で
------	---------------------------------------	--------------------	---------------------------

調理室	円 三〇〇	円 四五〇	円 六〇〇
-----	-------	-------	-------

備考

二 利用時間が各区分の利用時間に満たないときの利用料金の額は、当該区分の所定の額とし、利用時間が二以上の区分にわたるときの利用料金の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。

三 利用の当日において、利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始するときの一時間当たりの利用料金の額は、現に許可を受けている利用時間の区分に係る所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

四 営利を目的としてセンターを利用する場合における利用料金の額は、所定の額の三倍の額とする。

五 高光度設備及び冷暖房を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。

六 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。

七 第十五条第一項の場合において、第一号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が定める」とあるのは「この表の規定により算出した」と、第二号から第五号までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

一 使用時間が各区分の使用時間に満たないときの使用料の額は、当該区分の所定の額とし、使用時間が二以上の区分にわたるときの使用料の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。

二 使用の当日において、使用時間を延長し、又は繰り上げて使用を開始するときの一時間当たりの使用料の額は、現に許可を受けている使用時間の区分に係る所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

三 営利を目的としてセンターを使用する場合における使用料の額は、所定の額の三倍の額とする。

四 高光度設備又は冷暖房を使用する場合における使用料の額は、それぞれ所定の額の二割増しの額とする。

五 使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。

## 議案第七十七号

### 宇部市保健センター条例中一部改正の件

宇部市保健センター条例（昭和五十五年条例第十三号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

第二条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- 一 名称 宇部市保健センター
  - 二 位置 宇部市琴芝町二丁目一番十号
- 第三条中「保健センター」を「宇部市保健センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

地域保健サービス実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(名称及び位置)

第二条 保健施設（以下「保健センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇部市保健センター	宇部市琴芝町二丁目一番一〇号
宇部市楠保健センター	宇部市大字船木字野田四二番地一一

(事業)

第三条 保健センターは、次の事業を行う。

(名称及び位置)

第二条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- 一 名称 宇部市保健センター
- 二 位置 宇部市琴芝町二丁目一番十号

(事業)

第三条 宇部市保健センターは、次の事業を行う。

## 議案第 80 号

### 工 事 請 負 契 約 締 結 の 件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 58 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

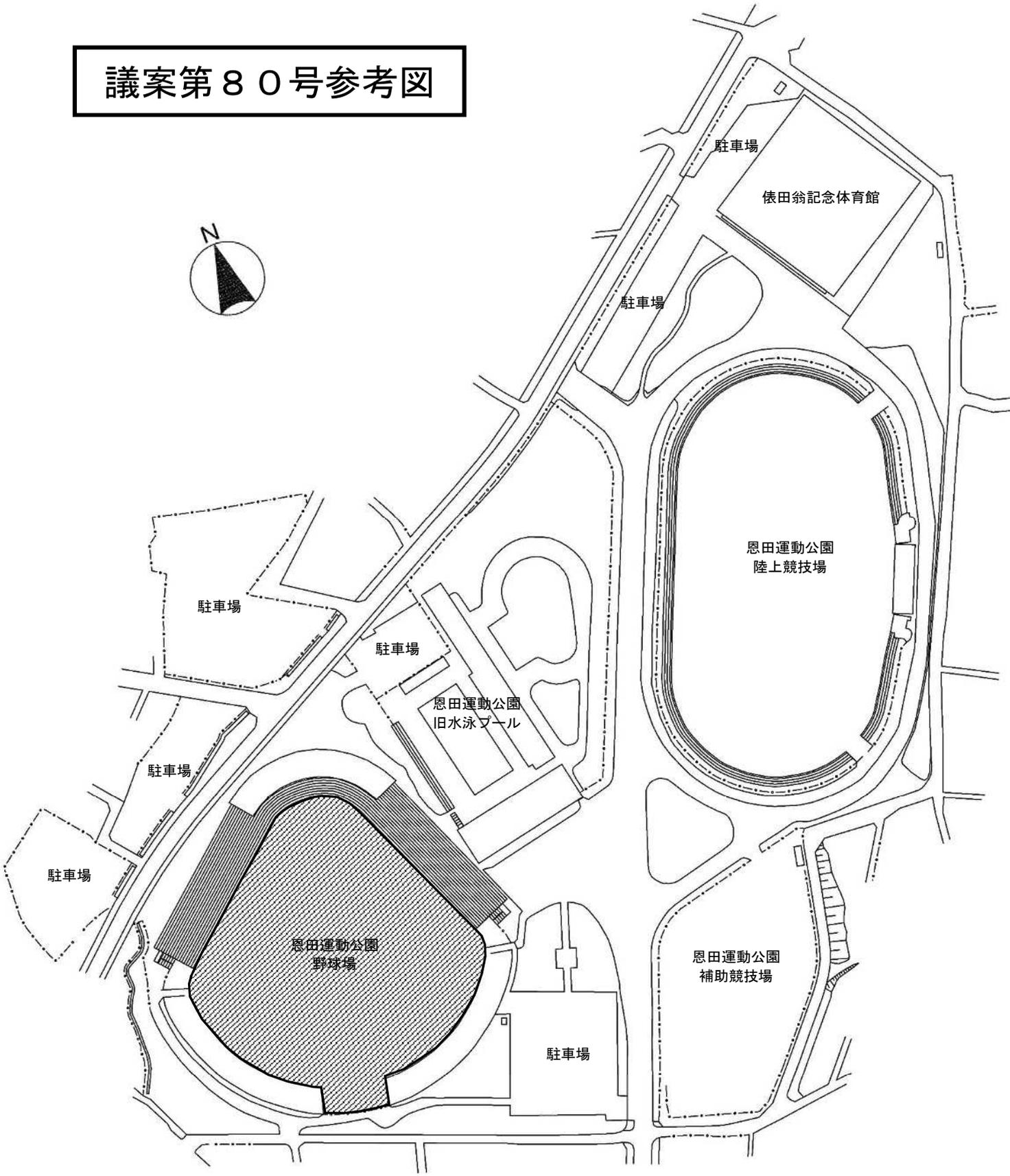
令和 5 年 9 月 1 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

#### 記

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事                               |
| 2 | 工 事 場 所     | 宇部市恩田町四丁目 1 番 4 号                                  |
| 3 | 請 負 金 額     | 一金 338,000,000 円也<br>(うち消費税額及び地方消費税額 30,727,272 円) |
| 4 | 契 約 の 方 法   | 随意契約（公募型プロポーザル方式）                                  |
| 5 | 工 事 の 概 要   | (1) 人工芝舗装工事 一式<br>(2) スコアボード改修工事 一式 ほか             |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号<br>美津濃株式会社<br>代表取締役社長 水 野 明 人 |

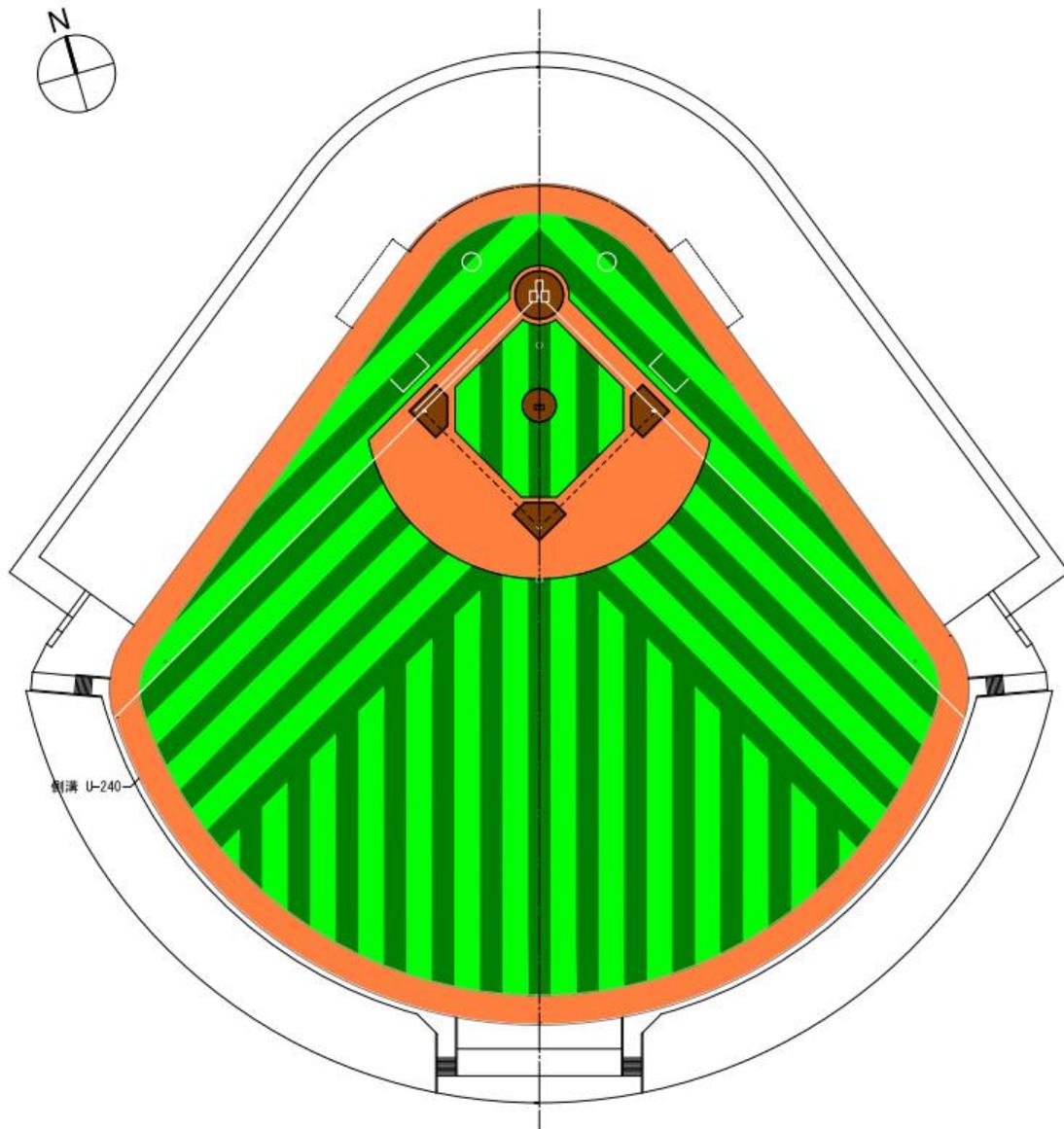
# 議案第 8 0 号参考図



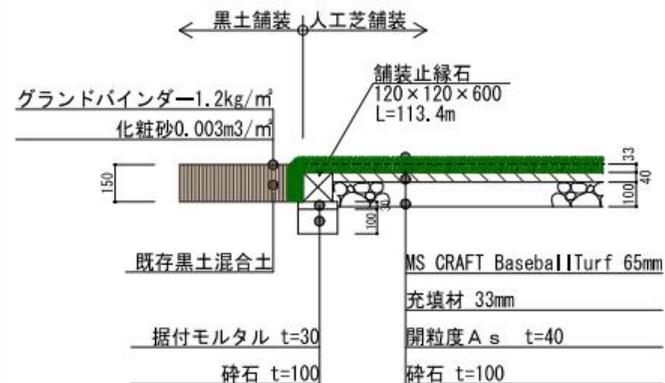
凡 例	
	工事箇所

配 置 図
S= 1 : 2, 500

# 資料 1



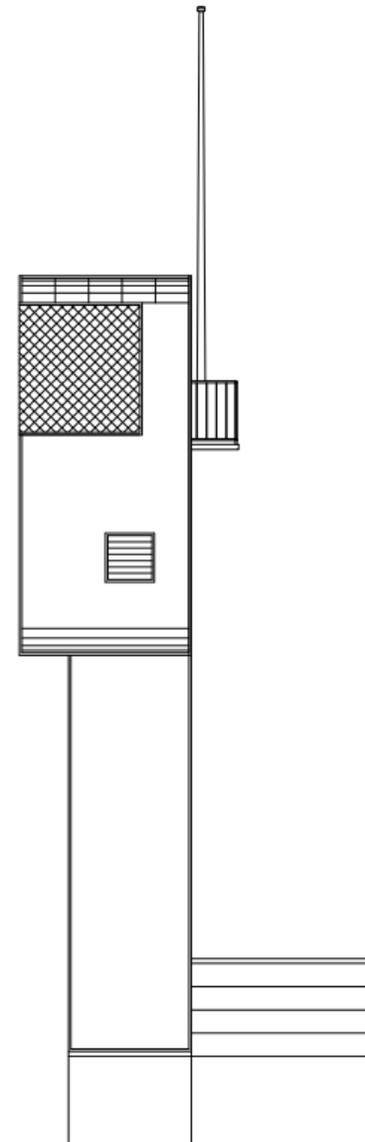
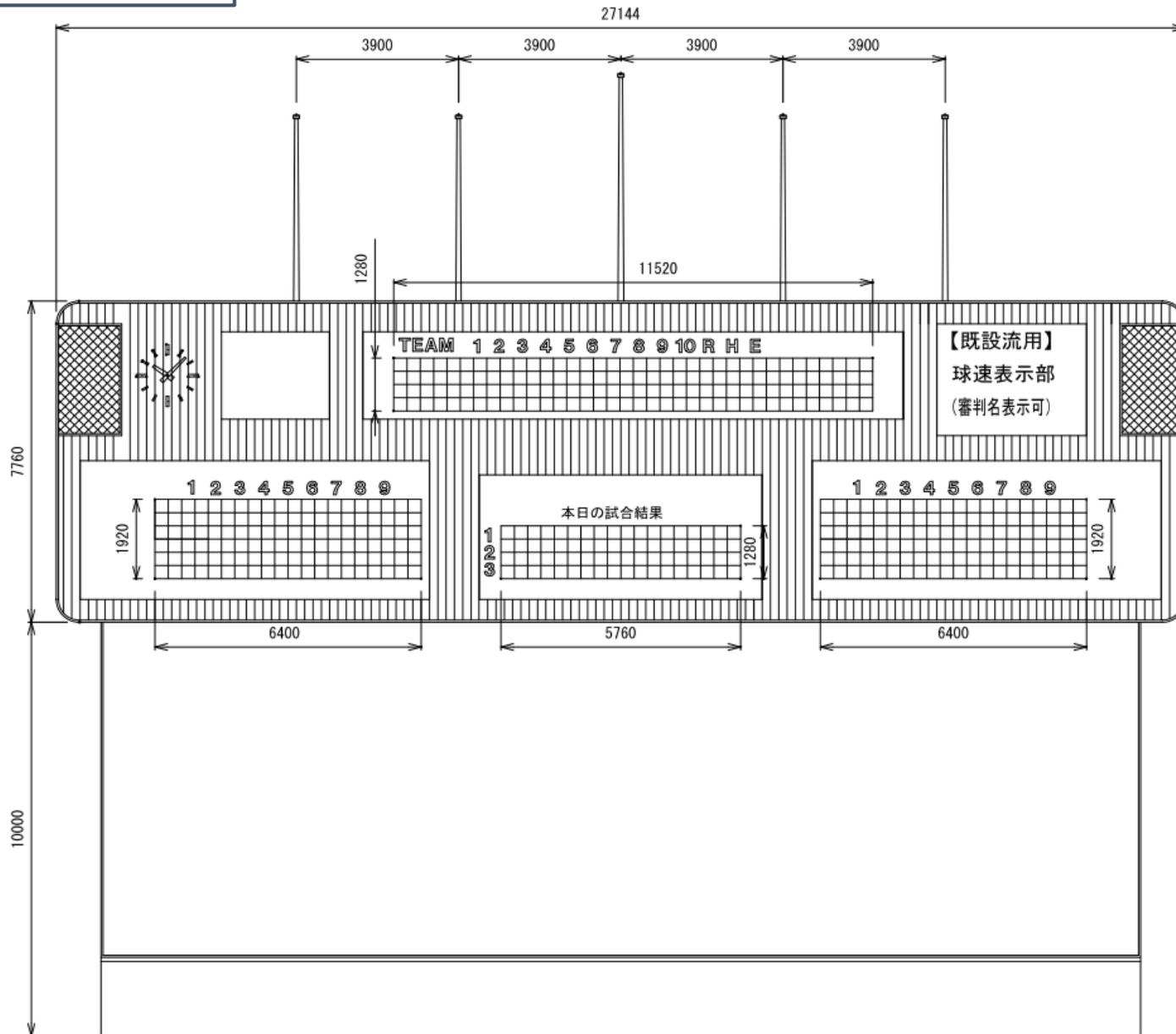
## 黒土, 人工芝取合部 断面図 1/20



	全体: 13,430.1m <sup>2</sup>
人工芝 (茶色)	3,204.7m <sup>2</sup>
人工芝 (緑色)	10,059.2m <sup>2</sup>
黒土	166.2m <sup>2</sup>

※全体配置図からの作図の為面積に誤差がございます。

# 資料 2





令和5年9月宇部市議会定例会

## 文教民生委員会

健康福祉部

## 目 次

議案第 76 号	宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について	P 1
議案第 77 号	宇部市保健センター条例中一部改正の件について	P 3
(報 告)	令和 4 年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて	P 5

## 議案第76号 楠総合センター条例中一部改正の件について

### 1 概要

楠総合センターについては、福祉総合相談窓口、楠地区社会福祉協議会や子育てサークルなどの福祉機能と文化施設のルネッサンスホールを残しつつ、北部総合支所機能移転に向け改修工事を行っており、11月には総合支所として供用を開始する予定としている。

今回の機能移転に伴い、管理手法の変更及び所要の整備を行うため条例の一部を改正するものである。

#### 施設の概要

施設名称	： 宇部市楠総合センター
目的	： 市民の福祉の増進と生活の向上を図るための施設
所在地	： 宇部市大字船木 442 番地 11 (2ページ「楠総合センター案内図」参照)
構造	： 鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積	： 4187.09 m <sup>2</sup> 延床面積:1790.50 m <sup>2</sup>
開設	： 平成3年度(1991年)

### 2 改正の内容

#### (1) 指定管理者による管理の廃止

今回の機能移転等により行政機能を有する施設となることから、市で施設管理を行うため指定管理者に係る規定を廃止又は改正する。

#### (2) 開館日の変更

閉館日を年末年始と第三火曜日とする。現在(工事前まで)の運用に合わせて改正する。

#### (3) 貸館部分の名称及び料金の改正

4か所ある貸室のうち、改修工事により栄養実習室(60.0 m<sup>2</sup>)が無くなり、代わりに調理室(18.29 m<sup>2</sup>)が設置される。名称を変更するとともに、栄養実習室と調理室の面積割合に応じて、料金を改正する。

#### 利用時間帯別利用料(税込) 使用料へ

貸室	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
ルネッサンスホール	4,000円(4,400円)	5,000円(5,500円)	7,700円(7,000円)
中会議室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)
小会議室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)
栄養実習室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)

↓

調理室	300円(330円)	450円(495円)	600円(660円)
-----	------------	------------	------------

(4)その他  
貸室を規定。条ずれ等の整備。

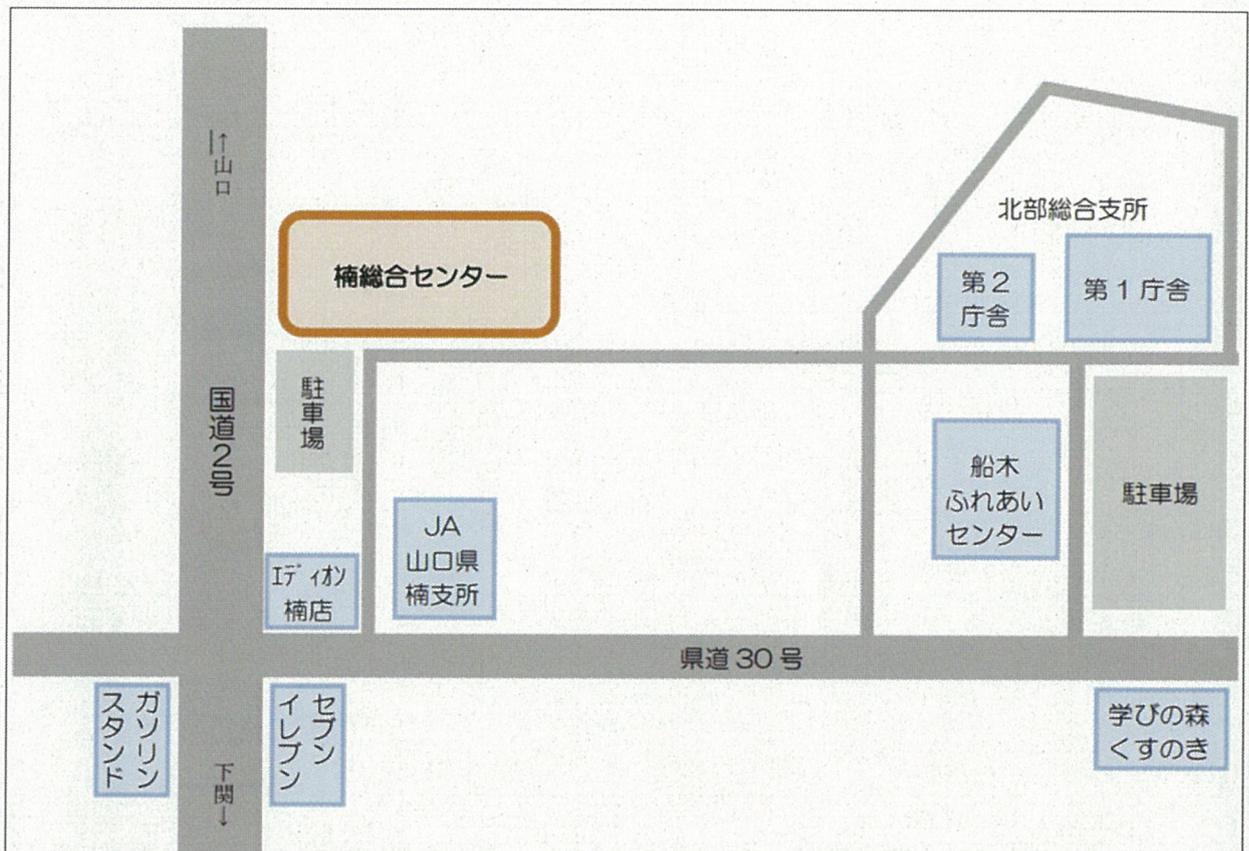
### 3 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(理由)

総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用する。移転日は 11 月 6 日の予定だが、変更となる可能性があるため、公布の日から 2 か月以内としている。

### 4 楠総合センター案内図



## 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件について

### 1 概要

現在、市民の健康の保持増進を図るため、市内2か所に保健センターを設置しているが、地域保健サービスの実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものである。

### 2 宇部市楠保健センターの経緯

年度	楠保健センターの業務体制等	専門職の配置
H16.11.1 楠町と宇部市が合併	旧楠町民の利便性等を考慮し、楠保健センターの機能を残す。	保健師3名（常駐）
H20～H24	来所や電話による相談業務を実施。保健事業は宇部市保健センターから出向いて実施。	保健師・看護師の2名（常駐）
H25	保健業務は宇部市保健センターから出向いて実施。職員不在時の電話相談は転送により対応。	毎週水曜日の午前に保健師1名 駐在
H26～R5	地域保健・福祉支援チームを配置。北部総合支所に常駐する専門職が、北部地域の保健活動を実施。	保健師等の専門職1名～3名 （北部総合支所に常駐）

### 3 地域保健サービス実施体制の見直し

- 平成26年度から段階的に地区担当制を導入  
あわせて、保健センターの中核的機能である企画立案については、宇部市保健センターですべてを担うこととして集約
- 平成28年度、北部総合支所や市民センターなど地区担当の専門職を分散配置を完了  
ふれあいセンターを拠点に住民に身近な場所で健康づくりの取組を実施
- 楠保健センターは、保健事業実施施設としての機能を継続
- 北部総合支所が楠総合センターへ支所機能を移転することに伴い、公共施設マネジメントの観点から楠保健センターを廃止

### 4 宇部市保健センターの拠点体制及び機能

地域保健法第十八条に基づき、市内全域の健康づくりの拠点として設置しており、市民の健康の保持及び増進を図るため、次の事業を企画・立案し、地区担当へ情報提供を行い、地区ごとの健康づくり活動に活かしている。

- ・健康診査及び保健指導等の保健業務に関する事業
- ・健康教育及び保健指導、栄養指導等に関する事業

- ・疾病の予防に関する事業
- ・その他市民の健康増進に関する事業
- ・新型コロナウイルス感染症対策や災害対策の実施に必要な物資、資材の備蓄 等

## 5 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(理由)

総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用する。移転日は11月6日の予定だが、変更となる可能性があるため、公布の日から2か月以内としている。

令和5年9月議会 文教民生委員会  
(報告事項)  
介護保険料特別徴収賦課誤りについて

1 収納状況(R5.9.1 時点)

収納率:99.39%

調定件数(件)	調定額(円)	収納件数(件)	収納額(円)
48,962	533,318,695	48,671	530,089,173

未納件数(件)	未納額(円)
291	3,229,522

2 取組

(1) 周知

- ・市ウェブサイト
- ・市広報(R4年8月号～)
- ・市政情報(ラジオ)
- ・高齢者関係施設へ周知協力依頼
- ・高齢者が参加する行事に出向いて納付勧奨

(2) コールセンター(納付案内センター)による納付勧奨

- ・R4年12月 実施

(3) 納付勧奨通知

- ・R4年11月～R5年8月 6回発送

(4) 臨戸訪問

- ・R5年2月、3月、8月に実施
- 高齢者総合支援課全職員で対応
- 平日及び土日祝日 4人(2人1組)体制

(5) その他

- ・市役所窓口に来られた際に納付勧奨
- ・介護認定申請情報をもとに、高齢者総合支援課から電話での納付勧奨

3 今後の予定

- ・納付勧奨通知(納付書再発行)
- ・臨戸訪問及び電話での納付勧奨

#### 4 再発防止策

##### (1) チェック体制の強化

- ・チェックリストを作成し、データの作成や送付など、作業の都度ダブルチェックを徹底

##### (2) 関係課及びシステム業者との連携強化

- ・誤りの原因となった作業手順について、見直しを実施
- ・運用スケジュール及び作業手順の共有
- ・システム運用に関する定期的協議を行い、必要な改善を実施

令和5年9月議会 文教民生委員会  
(報告事項)

介護保険料特別徴収賦課誤りに係る収納状況について

1 収納状況(2023.9.8時点)

収納率:99.41%

調定件数(件)	調定額(円)	収納件数(件)	収納額(円)
48,962	533,318,695	48,682	530,195,633

未納件数(件)	未納額(円)
280	3,123,062

## 令和5年市議会9月定例会 文教民生委員会

「宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会」の開催状況について（報告）

### 1. あり方検討委員会開催状況

#### ◆第4回 委員会（別添①）

1) 日 時

・令和5年5月11日（木）14時00分～16時00分

2) 議 題

（1）自治体アンケート調査結果について

（2）メーカーアンケート集計結果について

#### ◆第5回 委員会（別添②）

1) 日 時

・令和5年7月28日（金）15時00分～17時30分

2) 議 題

（1）本市における施設更新の方向性

（2）事業方式の検討

（3）財政支援制度の活用

### 2. 今後の予定

- ・第6回委員会 … 10月
- ・パブリックコメント … 11月・12月
- ・第7回委員会 … 2月
- ・基本構想策定 … 3月

## 宇部市次期ごみ処理整備に係る自治体アンケート調査結果

近年ごみ処理施設の整備をされ、1年以上の稼働実績がある自治体に施設整備に関するアンケートを依頼しました。アンケートは処理方式が偏らないよう配慮し、計20自治体に依頼し、回答が得られたのは16自治体でした。回答率は80%でした。

アンケートの実施時期は2023年2月7日（火）～2月17日（金）で行いました。

以下に、各自治体からのアンケート回答をまとめたものを示します。

## 1. 整備した施設の処理方式

処理方式	自治体数		平均施設規模
	依頼	回答	
ストーカ式焼却炉	3	3	154.7 t/日
流動床式焼却炉	1	0	—
流動床式ガス化溶融炉	3* <sup>1</sup>	3	154.5 t/日
シャフト式ガス化溶融炉	3	3	198.7 t/日
トンネルコンポスト	1	1	43.3 t/日
バイオマス+焼却	3	3	302.7 t/日
堆肥化	1	1	31.5 t/日
汚泥再生処理	5	2* <sup>2</sup>	—

※1 1自治体は2施設を整備している

※2 汚泥再生処理センターの2自治体は生ごみを処理していない。

1自治体は当初は生ごみも処理する計画であったが計画変更により除外している。

(t/日)

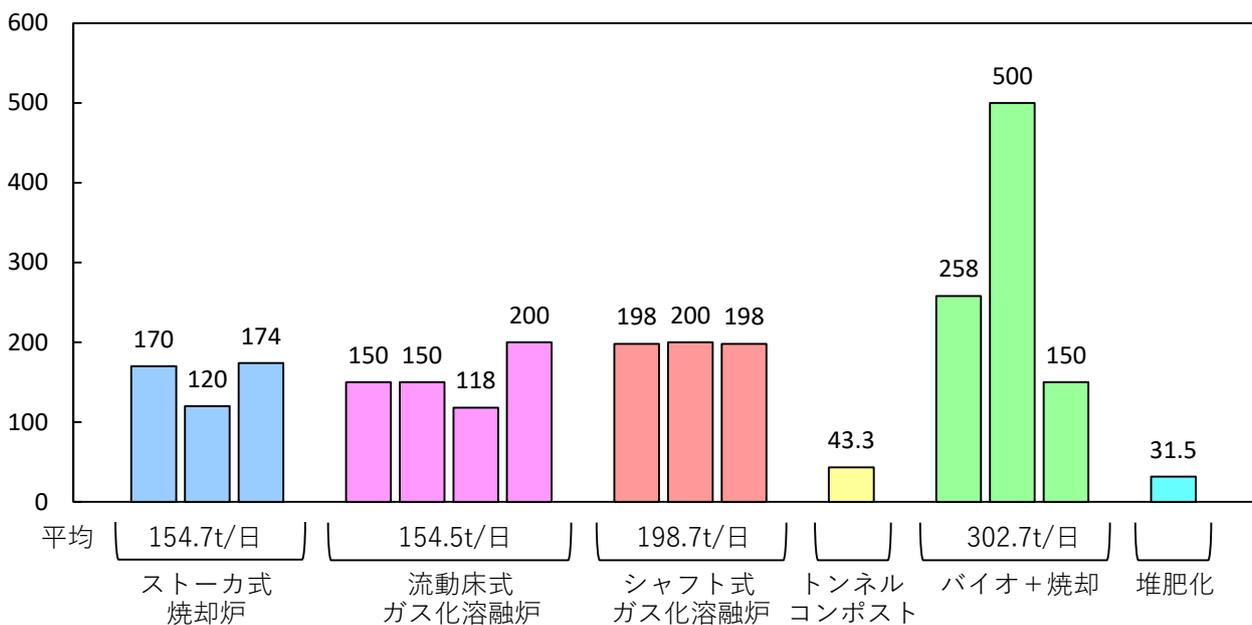


図 1-1 各処理方式の施設規模

## 2. 施設整備の検討背景

処理方式		既存施設の老朽化	広域化に伴う 施設整備	その他
ストーカ式焼却炉※ <sup>1</sup>	N※ <sup>2</sup> =3	3	1	
流動床式焼却炉	N=0			
流動床式ガス化溶融炉※ <sup>1</sup>	N=3	3	2	
シャフト式ガス化溶融炉	N=3	2	1	
トンネルコンポスト	N=1	1		
バイオマス+焼却	N=3	3		
堆肥化	N=1	1		
汚泥再生処理	N=2	2		
合計	N=16	15	4	0

※<sup>1</sup> 既存施設の老朽化及び広域化に伴う施設整備を共に選択している自治体あり

※<sup>2</sup> N=回答数

## 3. 施設整備に係る事業費（工事費）

事業費に関しては、各施設の竣工時期や規模、付帯設備等が異なるため、単純には比較できません。以下に示す結果は参考程度とし、メーカーアンケートによる概算工事費等も考慮し、検討していく必要があります。

処理方式		平均工事費	(うち交付対象内)	1tあたりの 平均工事費
ストーカ式焼却炉	N=3	113.3 億円	68.2 億円	7,370 万円
流動床式焼却炉	N=0	—	—	—
流動床式ガス化溶融炉	N=4	103.4 億円	46.3 億円	6,817 万円
シャフト式ガス化溶融炉	N=3	165.8 億円	97.1 億円	8,346 万円
トンネルコンポスト	N=0	—	—	—
バイオマス+焼却※ <sup>1</sup>	N=2	153.0 億円	111.5 億円	7,465 万円
堆肥化	N=1	3.7 億円	0.7 億円	1,175 万円
汚泥再生処理	N=0	—	—	—

※<sup>1</sup> 施設を一体的に整備しているため各施設の工事費の算出が困難との自治体あり

## 4. 採用された運営方式

処理方式		公設公営 (DB)	公設後、 運営委託 (DB+O)	公設民営 (DBO)	民設民営 (PFI)	その他
ストーカ式焼却炉	N=3			3		
流動床式焼却炉	N=0					
流動床式ガス化溶融炉	N=3			3		
シャフト式ガス化溶融炉	N=3	1	1	1		
トンネルコンポスト	N=1					1※1
バイオマス+焼却	N=3	1		2		
堆肥化	N=1		1			
汚泥再生処理	N=2		2			
合計	N=16	2	4	9	0	1

※1 その他（PFIによらない完全民設民営）

## 5. 事業者の選定方式

処理方式		総合評価 落札方式	プロポー ザル方式	制限付き 一般競争 入札	指名競争 入札	その他
ストーカ式焼却炉※1	N=3	3		1		
流動床式焼却炉	N=0					
流動床式ガス化溶融炉	N=3	2				1※2
シャフト式ガス化溶融炉	N=3	1	2			
トンネルコンポスト	N=1		1			
バイオマス+焼却	N=3	2	1			
堆肥化	N=1				1	
汚泥再生処理	N=2			1		1※3
合計	N=16	8	4	2	1	2

※1 総合評価落札方式及び制限付き一般競争入札共に選択している自治体あり

※2 その他（総合評価一般競争入札）

※3 その他（条件付き一般競争入札の技術提案型価格競争方式）

## 6. 処理方式の選定理由

処理方式	処理方式の選定理由
ストーカ式焼却炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新施設の検討委員会より答申を受けた</li> <li>・事故やトラブルが少ない</li> <li>・消費エネルギーが少ない</li> <li>・積極的な発電が可能</li> <li>・ライフサイクルコストが低い</li> <li>・灰の処理委託先となりうる民間の資源化事業者が近隣に複数あり、資源の積極的な回収が期待できる</li> <li>・要求水準書提示 → 技術提案</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「焼却残渣は最終処分場への負荷の低減を図るため、溶融スラグとして資源化すること」「プラスチック類はサーマルリサイクルによりエネルギー資源として利活用を図る」等を前提として検証</li> <li>⇒環境保全性、施設の安全性、経済性、再資源化性の面で優れている</li> <li>・焼却残渣が少なく、自前の最終処分場の延命化が期待できる</li> <li>・ごみエネルギーの効率的な活用</li> <li>・参加表明した2者における審査を行った結果</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着ごみなど多様なごみ処理に対応できる</li> <li>・最終処分場規模縮小のため</li> <li>・灰の埋立処分量を減らしたかったため</li> <li>・溶融炉の安定稼働の実績</li> <li>・高温還元雰囲気での溶融による安全性の高い溶融スラグ</li> <li>・限られた計画敷地条件下での無理のない配置が可能</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみは全て資源」という理念を掲げ、最適なごみ処理方式を検討</li> <li>⇒好気性発酵乾燥方式の評価が最も高かった</li> <li>・下水道が普及しておらず、ごみ処理においても排水を出さない必要があった</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカ炉は多数の実績がある（2自治体）</li> <li>・ストーカ炉は安定燃焼ができるため維持管理、運転管理がしやすく、排ガスの自主規制値遵守にも優位である</li> <li>・運営事業者の提案による</li> <li>・完全燃焼による焼却残渣中のダイオキシンの低減</li> <li>・低空気比運転が可能であり、排ガス損失を低減し熱回収率の向上による発電量が増加</li> <li>・都市ごみの堆肥化等自家処理量の増加が見込めないこと</li> <li>・生物化学的処理とエネルギー回収を効率的に行い、エネルギーの利用形態を選択できること</li> <li>・FIT（固定価格買取制度）によるバイオマス発電の買取価格の有利性</li> </ul>
堆肥化 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立量削減のため</li> </ul>
汚泥再生処理	—

## 7. 処理方式を決定する前に候補にあがった処理方式及び見合わせた理由

処理方式	候補にあがった処理方式
ストーカ式焼却炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカ式焼却炉（焼却灰のセメント化）</li> <li>・ストーカ式焼却炉+灰溶融（2自治体）</li> <li>・流動床式ガス化溶融炉（2自治体）</li> <li>・シャフト式ガス化溶融炉（2自治体）</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカ式焼却炉+灰溶融（2自治体） （エネルギーとコストがかかる）</li> <li>・シャフト式ガス化溶融炉</li> <li>・酸素式ガス化溶融 （エネルギー回収量と安全性に問題あり）</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカ式焼却炉（3自治体） （焼却灰の資源化を行わない場合、資源化率が低くなり地域計画の承認を得ることが難しい）</li> <li>・キルン式ガス化溶融炉 （敷地条件に不適合であった）</li> <li>・流動床式ガス化溶融炉</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオガス方式（温式） （排水処理が必要。生ごみ以外の処理が別途必要となる）</li> <li>・堆肥化方式 （生ごみ以外の処理が別途必要となる）</li> <li>・RDF方式 （燃料の受取先がなかった）</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動床式焼却炉 （当時関東近県の施設を対象に調査した際、実績がなかった）</li> <li>・ガス化溶融炉 （燃焼時の副産物であるスラグ等の再利用が進んでいないこと 運転時に消費する電力量が多いこと）</li> </ul>
堆肥化 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却処理 （分別の徹底のため）</li> </ul>
汚泥再生処理	—

## 8. 事業の実施方針（基本理念、基本方針等）

処理方式	事業の実施方針
ストーカ式焼却炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境にやさしい施設」、「循環型社会に寄与する施設」、「安全・安定性に優れた施設」、「周辺地域との共生の取れる施設」、「経済性に優れた施設」</li> <li>・「安全・安心で信頼される施設」、「地球環境に配慮した施設」、「未利用エネルギーの有効活用」、「経済性に優れた施設」、「地域に親しまれる施設」</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信頼できる施設」、「安心できる施設」、「親近感のある施設」</li> <li>・「安心・安全な施設とする」「安定稼働が可能な施設とする」「環境負荷低減が可能な施設とする」「最終処分場の負荷の軽減に資する施設とする」「経済性に優れた施設」「圏域住民への環境啓発に資する施設」「東日本大震災の教訓を活かした施設」</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全・安心な施設」、「環境に配慮した施設」、「循環型社会形成の拠点となる施設」、「市民に開かれた施設」、「費用対効果を考慮した施設」</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみは全て資源」、「技術は民間にあり」</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」</li> <li>・「地域の自然環境を生かした、健康・交流の場づくり」</li> </ul>
堆肥化	—
汚泥再生処理	—

## 9. 施設整備を行う上で重要視した項目

処理方式	施設整備を行う上で重要視した項目
ストーカ式焼却炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安心・安全で信頼される施設」※1、「環境保全対策、SDGs 関連等」、 「地球温暖化対策、低炭素、脱炭素等」、「発電効率、売電等」</li> <li>・「イニシャルコスト」、「ランニングコスト」、「地元住民対策、地域復興等」</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保全対策、SDGs 関連等」、「地球温暖化対策、低炭素、脱炭素等」、 「ランニングコスト」</li> <li>・「地元住民対策、地域復興等」、「イニシャルコスト」、「ランニングコスト」</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保全対策、SDGs 関連等」、「ランニングコスト」、「地元住民対策、 地域復興等」</li> <li>・資源化率</li> <li>・「環境保全対策、SDGs 関連等」、「資源化率」、「発電効率、売電等」</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保全対策、SDGs 関連等」、「地球温暖化対策、低炭素」、「イニシャルコスト」、 「ランニングコスト」、「地元住民対策、地域復興等」</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地元住民対策、地域復興等」、「発電効率、売電等」、「資源化率」</li> <li>・「環境保全対策、SDGs 関連等」、「地球温暖化対策、低炭素、脱炭素等」、 「資源化率」</li> </ul>
堆肥化 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ランニングコスト」、「資源化率」</li> </ul>
汚泥再生処理	—

※全7項目のうち、上位3項目を記載（同率3位の場合、複数記載）

「イニシャルコスト」

「ランニングコスト」

「地元住民対策、地域復興等」

「環境保全対策、SDGs 関連等」

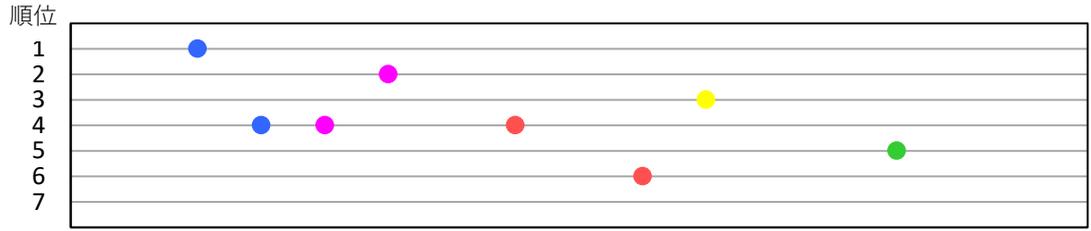
「地球温暖化対策、低炭素、脱炭素等」

「発電効率、売電等」

「資源化率」

※1 最も重要視した項目として項目欄にはないが追記

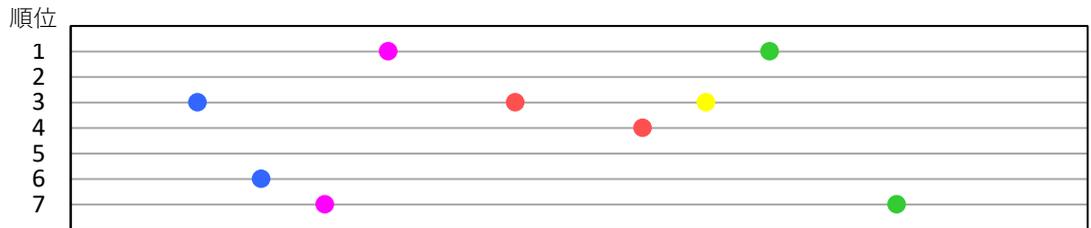
イニシャルコスト



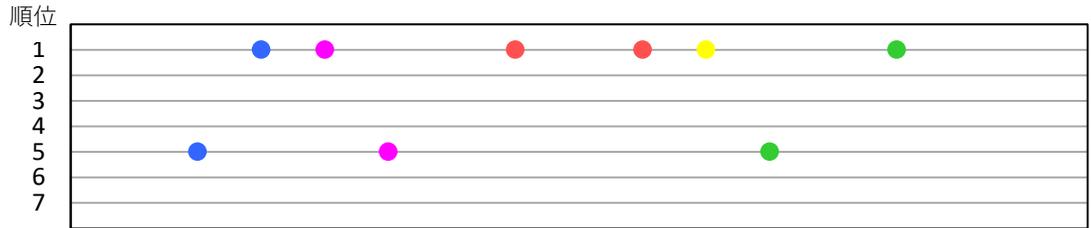
ランニングコスト



地元住民対策、  
地域復興等



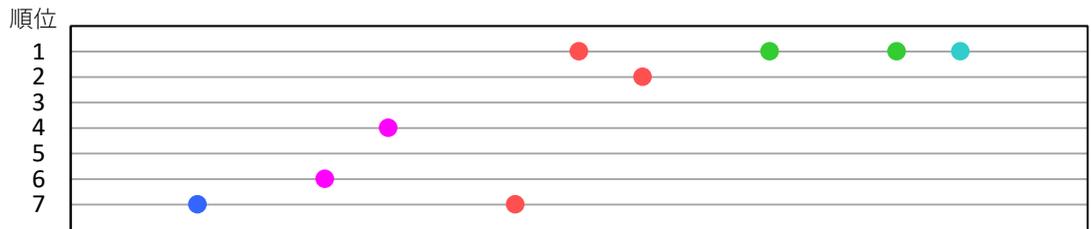
環境保全対策、  
低炭素、脱炭素等



発電効率、  
売電等



資源化率



● ストーカ式焼却炉      ● 流動床式ガス化溶解炉      ● シャフト式ガス化溶解炉  
● トンネルコンポスト      ● バイオ+焼却      ● 堆肥化

図 9-1 重要視した項目の順位

## 10. 施設整備を行って良かった、または改善できた点

処理方式	施設整備を行って良かった、改善できた点
ストーカ式焼却炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に安定した処理が行える</li> <li>・発電設備を設置したこと及び広域化したことにより、住民の負担軽減に寄与</li> <li>・可燃ごみ処理費用が半額</li> <li>・公共における専門職員の削減</li> <li>・発電設備（蒸気タービン発電機）を設置したことにより、売電収入が得られた</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な公害防止設備の導入により、環境負荷の低減</li> <li>・焼却灰の溶融化によりスラグ化することで、再資源率向上と最終処分場の延命化</li> <li>・焼却残渣の処分コストが低減</li> <li>・発電が見込みより多い</li> <li>・安定性と経済性</li> <li>・掘り起こしごみや災害ごみを処理する中での長期運転の実行</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に欠かせない安定したごみ処理の実施</li> <li>・余熱利用による発電（サーマルリサイクル）や溶融処理によるスラグ等産出（マテリアルリサイクル）が実施され、より一層の環境保全に寄与</li> <li>・灰の埋め立て処分量が旧施設と比較して20%程度になった</li> <li>・従前の方式より広範囲（寸法、性状）のごみ処理が可能となった</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル率が30%から60%以上に飛躍</li> <li>・事業全体の二酸化炭素削減量が年間1万トン以上</li> <li>・分別への啓蒙活動も進み、市民の環境への意識も向上していると感じられる</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却量の減少による二酸化炭素やダイオキシン類の削減</li> <li>・発電量の増加による二酸化炭素の削減</li> <li>・資源化の推進と最終処分場の低減</li> <li>・施設全体のエネルギー効率を向上</li> <li>・電気は市内の施設等へ供給、蒸気は隣接施設の温水プールや市内の施設等へ加温用熱源として供給、余剰分は売電</li> <li>・バグフィルターを二重にすることにより排ガスがよりクリーンになった</li> <li>・体験型ワークショップなど子どもたちが参加する環境学習イベントを開催しやすくなった</li> <li>・売電収入が上がり、財政に貢献</li> </ul>
堆肥化	—
汚泥再生処理	—

## 11. 施設整備前の想定と違った、または問題点

処理方式	施設整備前の想定と違った、問題点
ストーカ式焼却炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合構成市町への工場、関連企業の進出が計画されており、想定外の人口増加が見込まれ、搬入されるごみ量の増加が懸念される</li> <li>・ 構内の搬入車両動線の安全確保</li> <li>・ ストックヤードの大きさの確保</li> <li>・ 不燃物の貯留、搬出方法</li> <li>・ 特になし</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入車両の展開検査用設備を設けなかったこと</li> <li>・ 長物の異物が搬入された際の停止リスクが他の処理方式より多い</li> <li>・ 特になし</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料となるコークスの価格変動が大きい</li> <li>・ 設備の損耗の激しさ</li> <li>・ ランニングコスト</li> <li>・ 特になし</li> </ul>
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内初の取組であったため、任許可等に時間を要した</li> <li>・ 特に大きな問題はなく順調に運営が行われている</li> <li>・ 燃料成分が増えたため、想定より二酸化炭素削減量が多い</li> <li>・ 昨今の電気代燃料代高騰が運営民間業者のコストを圧迫していることが直近の問題</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーカーにアンケートに協力いただける事業者が少なく、思うように情報を入手することができなかった</li> <li>・ 建設地の決定、バイオガス化施設からの臭気の不安や、爆発するのではないかという安全性への不安に対する周辺住民への対応に苦慮</li> <li>・ 施設建設予定地の近隣に希少猛禽類の生息か確認され、影響調査のために事業が1年間先延ばし</li> <li>・ 堆積した砂分灯が影響して配管を閉塞させることがあった</li> <li>・ 特になし</li> </ul>
堆肥化 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみとして処理することを想定していた品目が処理できなかった</li> </ul>
汚泥再生処理	—

## 12. 施設整備を行う宇部市へのアドバイス

処理方式	宇部市へのアドバイス
ストーカ式焼却炉 (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本組合では、売電による収益は組合の収入とすると要求水準書で定めているが、バイオマス比率により売電金額が変動することや、新電力会社の経営破綻や入札不参加により競争の原理が働かないことを鑑みると、売電による収益を事業者に帰属させることも検討の余地があると考えます。</li> </ul>
流動床式焼却炉	—
流動床式ガス化溶融炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴市の施設建設事業においても、交付金の活用を予定されているようですが、当組合においても、今年度4月に当該施設の会計検査を受検したところです。会計検査では、交付対象内外の考え方の相違によることから「環境省との打合せ不足」とされ、交付金の一部返還に至っております。 既にご存じかと思いますが、近年の会計検査の指摘事項をみても、同じ様な案件で毎年のように返還に至っている状況が続いております。設計積算の拠り所となる「実務必携」も以前のまま更新されず、「取扱要領」「Q&amp;A」等も特異なケースでは判断し難い内容となっておりますので、今後の交付金業務の執行にあたってはご注意ください。</li> <li>現行施設は直営で運営されているとのことですが、ごみ処理施設の高度化により、専門性が求められています。 施設の維持・補修、発電設備、人事の硬直化、教育・訓練など、地方の自治体では対応が難しい面が多くあります。施設整備の機会に運営をどうしていくか検討するよい機会かと思っております。</li> </ul>
シャフト式ガス化溶融炉 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県では最終処分場を確保しづらいため、溶融炉を選定しましたが、十分な最終処分場を確保することができるなら、ストーカ炉をお勧めします。</li> <li>ごみ処理施設の更新は数十年に一度の事業であるので、処理方式の選定にあたってはごみ処理の基本的な方針(分別区分、中間処理、最終処分、資源化)から見直すことが望ましい。(安易に従来の枠の延長で考えない)</li> <li>コンサルタント、工事業者任せにしない。(より良い効果を得るには発注者側も相当の汗をかく必要がある。)</li> </ul>

処理方式	宇部市へのアドバイス
トンネルコンポスト (N=1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好気性発酵乾燥方式は燃やせるごみが固形燃料になるため、CO2の削減やリサイクル率の向上に非常に大きく寄与することができる。反面、燃料の安定した利用先が必要となることが最大の課題である。多くの自治体が導入を検討しているようであるが、燃料利用先の確保が困難であると聞く。同方式の処理を検討される時には、製紙会社やセメント会社など燃料利用先との連携ができるのであれば、環境に良いこの方式が導入可能ではないかと考える。</li> </ul>
バイオマス+焼却 (N=2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書上で市が提案を求めた内容について、市側は提示された参考図どおりに実施されると考えていたものが、その後様々な基準や各公的機関との打ち合わせ内容を根拠として実施されないことがありました。このようなことから、善意ある提案を信じつつも絶対に譲れない点は誰でもわかるように明記しておくこと、市側で要求水準書に明確に記載できずに事業者との調整を要する項目についても、最低限度必要な仕様について記載することが必要だったと思います。</li> <li>・新旧工場の切り替え時に混乱しないように、移行期間の運営について予め計画しておくとういと思います。</li> <li>・当市では1者のみ応札での契約だったので、価格競争が適正に行われるような条件設定が発注時にできたらよかったです。</li> <li>・もし、焼却施設とバイオガス化施設を併設するならば、ごみピットに仕切りを設けるなど、メタン発酵施設へ投入するごみに、破碎ごみ等が混じらないように整備したほうがよいと思います。</li> </ul>
堆肥化	—
汚泥再生処理	—

## 宇部市次期ごみ処理整備に係るメーカーアンケート集計結果

## 1. 目的

本市にて計画している次期ごみ処理施設整備において、今後のごみ処理施設検討の参考資料とするためプラントメーカー各社の将来建設工事に係る現時点における実績価格及び意向等を把握することを目的とし、各社へ見積書及びその根拠となる関連資料等の提出を依頼しました。

## 2. 計画条件

以下に示す計画条件において、過去 10 年間に本市の計画施設規模（可燃ごみ処理施設：160t/日）と同程度の施設規模の整備実績があるプラントメーカー各社へ見積を依頼しました。

また、堆肥化施設、汚泥再生処理センターについては、規模に関係なく実績を有するプラントメーカーに見積を依頼。トンネルコンポスト方式については、地方自治体における整備実績がないため、民間企業にて施設整備し地方自治体の一般廃棄物について委託処理実績のある企業に見積を依頼しました。

なお、本見積依頼の辞退により、今後の施設整備において各社が不利益を受けることはない旨を記載しました。

## (1) 施設の概要

- ①可燃ごみ処理施設 処理能力 : 160t/日（災害廃棄物分を含む）  
年間処理量:39,519t/年（うち厨芥類含有率 21.7%、木・竹・わら類 17.4%）
- ②不燃・資源系ごみ 処理能力 : 28.6t/日  
処理施設 年間処理量 : 7,538t/年  
設置予定地 : 山口県宇部市地内

※焼却方式を推奨した場合、以下の項目を回答

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| エネルギー回収方法     | : 発電及び温水利用等             |
| エネルギー回収率の交付要件 | : エネルギー回収率 15.0%以上を想定する |

## (2) 計画の概要（参考）

## 1) 主な公害防止基準

- |            |  |
|------------|--|
| ①ばいじん濃度    | 0.01g/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算値)      |
| ②硫黄酸化物濃度   | 10ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算値)                       |
| ③塩化水素濃度    | 20ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算値)                       |
| ④窒素酸化物濃度   | 50ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算値)                       |
| ⑤ダイオキシン類濃度 | 0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算値) |
| ⑥全水銀濃度     | 30μg/m <sup>3</sup> N 以下                               |

### 3. アンケート調査への協力確認

各社がアンケート調査へ協力する意思があるかについて15社に依頼しました。そのうち8社より“協力する意思がある”と回答があり、他7社は辞退でした。

また、1社からは推奨する方式としての「ストーカ式ごみ焼却施設」に加えて、「バイオマス方式+焼却施設」についての建設費及び維持管理費の回答がありました。

回答があった8社のうち1社は、建設費及び維持管理費のみの回答でした。

### 4. アンケート集計結果

#### A. 可燃ごみ処理施設

##### (1) 対応可能なごみ処理方式

各社で対応可能なごみ処理方式は、「ストーカ式ごみ焼却施設」、「流動床式ごみ焼却施設」、「シャフト炉式ガス化溶融施設」、「バイオマス方式+焼却施設」、「堆肥化方式」の5方式でした。

表1 対応可能なごみ処理方式

対応可能なごみ処理方式	会社数 (回答 8社)
ストーカ式ごみ焼却施設	7社
流動床式ごみ焼却施設	1社
シャフト炉式ガス化溶融施設	1社
バイオマス方式+焼却施設	1社
堆肥化方式	1社

##### (2) 推奨するごみ処理方式及びその理由

各社が推奨するごみ処理方式は、「ストーカ式ごみ焼却施設」、「堆肥化方式」の2方式でした。

表2 推奨するごみ処理方式

推奨するごみ処理方式	会社数 (回答 7社)
ストーカ式ごみ焼却施設	6社
堆肥化方式	1社

## (3) ごみ処理方式の推奨理由

各社のごみ処理方式の推奨理由を以下に示す。建設実績の多さ及び信頼性が高いということから多くの会社がストーカ式ごみ焼却施設を選択していました。

表3 推奨理由

会社	ストーカ式ごみ焼却施設を推奨する理由
A社	実績豊富なため
B社	大型炉から小型炉まで実績が豊富で信頼性が高く、幅広いごみ質に対応可能
C社	—
D社	納入実績があるため
E社	長い歴史を経て技術的にも成熟しており、弊社稼働実績及び信頼性が最もある 燃焼が安定しており、自動化運転が容易 完全燃焼のための技術が確立しており、ダイオキシン類の排出量を十分に低減することが可能
F社	近隣にセメント工場や主灰資源化施設が複数ある
G社	全国自治体への多数実績があることに加えて他方式と比較し燃焼の安定性並びにコスト面にて優れている
会社	堆肥化方式を推奨する理由
H社	これからのゴミリサイクルとして「燃やすごみ」から「燃やすしかないごみ」へ分別を図り、ごみ焼却炉の縮小化により埋立ごみ量の減少につながる「生ごみ分別」が可能となる

## (4) 工事に必要な期間

工事に必要な期間は、ストーカ式ごみ焼却施設で4年～5年、堆肥化方式で3年でした。

表4 工事に必要な期間

メーカー	工事に必要な期間	備考
A社	—	ストーカ式 ごみ焼却施設
B社	54ヶ月	
C社	—	
D社	54ヶ月	
E社	60ヶ月	
F社	48ヶ月	
G社	約48ヶ月	
H社	36ヶ月	堆肥化方式

## (5) 建設費

建設費については、平均値が 257.99 億円（約 1.61 億円/ごみ t）、中央値が 249.70 億円（約 1.56 億円/ごみ t）でした。

表 5 建設費

単位：億円（税込）

メーカー	建設費	処理方式
A 社	266.20	ストーカ式ごみ焼却施設
B 社	249.70	ストーカ式ごみ焼却施設
	292.60 (52.80+239.80)	バイオマス+ ストーカ式ごみ焼却施設
C 社	229.60	ストーカ式ごみ焼却施設
D 社	242.41	ストーカ式ごみ焼却施設
E 社	302.12	ストーカ式ごみ焼却施設
F 社	246.40	ストーカ式ごみ焼却施設
G 社	232.21	ストーカ式ごみ焼却施設
H 社	260.71 (27.50+233.21*)	生ごみ堆肥化施設+ ストーカ式ごみ焼却施設
平均値	257.99	9 件
中央値	249.70	

\*：H 社のストーカ式ごみ焼却施設については、7 社の平均値から 0.6 乗則を用いて求めた想定値

## (6) 希望する発注方式

希望する発注方式は、「公設民営 (DB0)」が最も多く、次いで「公設公営後、運転委託 (DB+0)」、「公設公営 (DB)」でした。

表 6 希望する発注方式

希望する発注方式	会社数 (回答 7 社)
公設公営 (DB)	4 社
公設公営後、運転委託 (DB+0)	5 社
公設民営 (DB0)	7 社
民設民営 (PFI-BOT)	1 社
民設民営 (PFI-BTO)	2 社
民設民営 (PFI-B00)	1 社
民設民営 (公民連携協定)	1 社

## (7) 維持管理費

20年間の維持管理費については、平均値が166.06億円(約8.30億円/年)、中央値が175.02億円(約8.75億円/年)でした。

表7 維持管理費(20年間)

単位：億円(税込)

メーカー	維持管理費	処理方式
A社	—	ストーカ式ごみ焼却施設
B社	173.80	ストーカ式ごみ焼却施設
	203.17 (30.80+172.37)	バイオマス+ ストーカ式ごみ焼却施設
C社	—	ストーカ式ごみ焼却施設
D社	111.50	ストーカ式ごみ焼却施設
E社	178.90	ストーカ式ごみ焼却施設
F社	152.76	ストーカ式ごみ焼却施設
G社	—	ストーカ式ごみ焼却施設
H社	176.24 (33.88+142.36*)	生ごみ堆肥化施設+ ストーカ式ごみ焼却施設
平均値	166.06	6件
中央値	175.02	

\*：H社のストーカ式ごみ焼却施設については、7社の平均値から0.6乗則を用いて求めた想定値

## (8) 必要面積

必要面積は、ストーカ式ごみ焼却施設で全体面積約26,000~40,000m<sup>2</sup>、建築面積約6,000~16,800m<sup>2</sup>、堆肥化方式で全体面積約8,100m<sup>2</sup>、建築面積約5,000m<sup>2</sup>でした。なお、建築面積については、H社を除き併設するリサイクル施設の面積を含んでいます。

表8 必要面積

メーカー	必要面積		備考
	全体面積	建築面積	
A社	—	—	ストーカ式 ごみ焼却施設
B社	約26,000m <sup>2</sup>	約9,600m <sup>2</sup>	
C社	—	—	
D社	—	—	
E社	約40,000m <sup>2</sup>	約6,000m <sup>2</sup>	
F社	約33,000m <sup>2</sup>	約7,600m <sup>2</sup>	
G社	約30,000m <sup>2</sup>	約16,800m <sup>2</sup>	
H社	約8,100m <sup>2</sup>	約5,000m <sup>2</sup>	堆肥化方式

## (9) 想定されるエネルギー回収率

エネルギー回収率は、ストーカ式ごみ焼却施設の回答があった3社について循環型社会形成推進交付金を取得するための要件である15%以上を想定しているとの回答でした。

表9 エネルギー回収率

メーカー	エネルギー回収率	備考
A社	-	ストーカ式 ごみ焼却施設
B社	-	
C社	-	
D社	-	
E社	21.9%	
F社	19.3%	
G社	21.0%	
H社	-	堆肥化方式

## (10) 発電能力

発電能力は、3,000kW～3,800kW程度との回答でした。

表10 発電能力

メーカー	発電能力	備考
A社	-	ストーカ式 ごみ焼却施設
B社	3,500～3,800kW程度	
C社	-	
D社	-	
E社	3,400kW	
F社	3,000kW	
G社	3,120kW	
H社	-	堆肥化方式

## (11) カーボンニュートラルに寄与できる内容

カーボンニュートラルに寄与できる内容についての回答を以下に示します。

表 11 カーボンニュートラルに寄与できる内容

会社	カーボンニュートラルに寄与できる内容（ストーカ式ごみ焼却施設）
A 社	—
B 社	脱炭素化に関する技術開発に取り組んでいる
C 社	—
D 社	—
E 社	<p>①ストックマネジメントの導入推進 環境省／廃棄物処理施設 長寿命化総合計画作成の手引きにより、コンクリート系の建築物の耐用年数は 50 年となっていることから、プラントの性能劣化を補うことにより、施設の長寿命化を図り、かつ新設した場合と比較して CO2 排出量を抑制することが可能 他のガス化溶融施設においても、2 度目の基幹的設備改良工事計画やリニューアル検討を行っている</p> <p>②エネルギー回収方法が重要と考える 弊社独自の技術については各種研究中、ないしは専門企業との協働検討中 基本的には地域特性における発注者の意向に沿うものとする また、設備面だけではなく、将来のごみ減量化に向け代替ごみの確保などソフト面の検討も要すると考える</p>
F 社	ごみ焼却時に発生する熱を発電や熱エネルギーとして有効利用する（外部への供給を含む）ことで、カーボンニュートラルに寄与できる
G 社	<p>①独自のストーカ方式と自動制御の組み合わせにより、ごみの質・量の変動しても安定運転を継続可能 加えて、排ガス再循環技術による低空気比での高温燃焼と、二次燃焼室に断熱性の高い粘土質を適用した耐火物選定の工夫により、低熱負荷（低負荷・低質ごみ）でも助燃を不要とする</p> <p>②現在、某自治体様との共同研究で、ごみ焼却施設排ガスからの CO2 回収実証を行っており、実用化に向けた検証が、まもなく完了する予定 この回収装置は、施設建設後に設置することも可能</p>
会社	カーボンニュートラルに寄与できる内容（堆肥化方式）
H 社	堆肥化施設においてはカーボンニュートラルに寄与する事は難しいが、焼却炉の縮小化に繋がるため、ごみ処理場としての CO2 削減効果は考えられる

## (12) 災害廃棄物の処理に対する制約条件等

災害廃棄物の処理に対する制約条件等を以下に示します。

表 12 災害廃棄物の処理に対する制約条件等

会社	災害廃棄物の処理に対する制約条件等（ストーカ式ごみ焼却施設）
A 社	—
B 社	焼却対象物（産業廃棄物の混入等）やごみ質が大きく乖離すると計画通りの処理が困難となる また、別途、災害廃棄物置き場を設け、前選別および施設への搬入量の調整は必要と考える
C 社	—
D 社	—
E 社	仮設破砕機、仮設洗浄装置等を設置し、大型可燃物の破砕、金属類・長尺物等異物の除去、付着土砂・塩分・水分の低減、焼却対象物の混合調整などがなされることが条件となる
F 社	土砂、がれきなどの灰分が高く適正処理が困難なものは、ストーカ式ごみ焼却施設での処理には向かない 木くずなどの可燃物は、サイズが大きい場合は資源化施設で破砕処理を行った後に、ストーカ式ごみ焼却施設での処理が可能
G 社	①可燃性粗大ごみで 60 cm 以上のものを処理する場合は、破砕機等による前処理が必要 ②海水に浸かったごみが大量にある場合は、設備の腐食性や排ガス・灰性状に影響が出る可能性がある 資源化施設に仮置きし、ある程度乾燥させたうえでごみ処理施設に投入する等の対応が考えられる
会社	災害廃棄物の処理に対する制約条件等（堆肥化方式）
H 社	生ごみ分別が最低条件のため、災害廃棄物の受け入れは難しい

## (13) 想定 CO2 発生量

想定 CO2 発生量を以下に示します。(各社の差が大きすぎるので確認中)

表 13 想定 CO2 発生量

メーカー	想定 CO2 発生量	備考
A 社	—	ストーカ式 ごみ焼却施設
B 社	—	
C 社	—	
D 社	—	
E 社	確認中	
F 社	確認中	
G 社	確認中	
H 社	確認中	
		堆肥化方式

## B. 不燃・資源系ごみ処理施設

## (1) 建設費

建設費については、平均値が 63.16 億円 (約 2.21 億円/ごみ t)、中央値が 62.45 億円 (約 2.18 億円/ごみ t) でした。

表 5 建設費

単位：億円 (税込)

メーカー	建設費
A 社	60.50
B 社	73.26
C 社	62.45
D 社	44.29
E 社	88.39
F 社	48.44
G 社	64.79
H 社	—
平均値	63.16
中央値	62.45

## (2) 維持管理費

20年間の維持管理費については、平均値が61.72億円(約3.09億円/年)、中央値が64.06億円(約3.20億円/年)でした。

表7 維持管理費(20年間)

単位：億円(税込)

メーカー	維持管理費
A社	—
B社	63.80
C社	—
D社	43.73
E社	64.31
F社	75.02
G社	—
H社	—
平均値	61.72
中央値	64.06

本見積等の依頼結果については、本市の現時点における想定施設規模及び社会情勢に基づき、各社から回答のあったものです。「ストーカ式ごみ焼却施設」を推奨するプラントメーカーが大多数を占めています。今後については、各処理方式において収集・分別時に懸念される事項や諸条件を精査しながら引き続き検討を行います。

第6章 本市における施設更新の方向性

1. 施設整備基本方針と処理方式の適合性

ここでは第4章において整理した各可燃ごみ処理施設について、第1章において定めた「施設整備の基本方針」との適合性を確認します。

施設整備基本方針と各処理方式の適合性について整理したものを表6-1に示します。

表6-1 施設整備基本方針と各処理方式の適合性

	処理方式		焼却方式 (ストーカ式、流動床式、キルン式、ガス化溶融等)		ごみ燃料化方式	炭化方式	トンネルコンポスト方式	油化方式	バイオマス方式 (ハイブリッド方式)	堆肥化方式	飼料化方式	
	施設整備基本方針		更新整備	長寿命化								
① 安心・安全	安心・安全かつ経済的なごみ処理方式	安心・安全な処理	適合性	◎	◎	○	△	△	△	○	○	△
				・実績が最も多い	・選択する自治体が増えている	・実績は約60件と焼却方式に次いで多い	・実績は少ない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績がない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績がない (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績が少ないが適切に処理されている	・実績は約60件と焼却方式に次いで多い (100t/日以上の実績ない)	・自治体における実績が少ない (100t/日以上の実績ない)
				・焼却灰もしくは溶融スラグの安定した処分・利用先の確保	・焼却灰もしくは溶融スラグの安定した処分・利用先の確保	・製造した固形燃料(RDF)の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・製造した炭化物の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・製造した堆肥(フラフ)の安定した利用先の確保 ・フラフの固形燃料化施設が別途必要	・製造した油化物の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない	・焼却灰もしくは溶融スラグの安定した処分・利用先の確保	・製造した堆肥の安定した利用先の確保 ・生ごみだけでは肥効バランスが悪く、牛糞等との混合が必要	・製造した飼料の安定した利用先の確保 ・近年の採用事例がない
			当該方式を採用する上での課題・留意点									
		整備費	△	○	△	△	◎	△	△	△	△	△
		維持管理費	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△
	△の構築	災害廃棄物(分別後の可燃物「がれき等混入あり」)の処理	適合性	◎	◎	△	△	△	△	◎	△	△
				・焼却処理が可能	・焼却処理が可能	・処理は困難	・処理は困難	・処理は困難	・処理は困難	・焼却処理が可能	・処理は困難	・処理は困難
			整備費	約1.6億円/規模t程度(アンケート結果)	・更新整備と比較して安価の可能性あり	・焼却方式(更新整備)と同程度	・焼却方式(更新整備)と同程度	・約3,700万円/規模t程度 <sup>*2</sup>	・プラスチック類以外の処理が別途必要のため事業費が高くなる	・複合プラントのため機器点数が多く事業費が高くなる	・約1.1億円/規模t程度(アンケート結果) ・生ごみ・剪定枝等以外の処理が別途必要	・生ごみ以外の処理が別途必要のため事業費が高くなる
			文献と比較	約21,000円/t(アンケート結果)	約20,000円/t	・焼却方式(更新整備)と同程度	・焼却方式(更新整備)と同程度	(約17,000円/t)* <sup>1</sup>	油化の維持管理費+残渣等の処理費が必要のため高くなる	約25,700円/t(アンケート結果)	約18,500円/t+α(アンケート結果)	飼料化の維持管理費+残渣等の処理費が必要のため高くなる
	約5,000~15,000円/t <sup>*3</sup>	約5,000~15,000円/t <sup>*3</sup>	-	-	-	-	-	-	13,200円/t+α <sup>*4</sup>	約47,000円/t+α(京都市HP)		
② 環境に配慮	カーボンニュートラルに寄与する施設	温室効果ガスの発生	適合性	△	△	△	○	◎	△	△	△	
			処理施設	・プラント電気及び燃焼に伴うCO <sub>2</sub> 排出 ・処理方式によっては化石燃料の排出量が多い ・熱量の低いごみについては、助燃が必要	・プラント電気及び燃焼に伴うCO <sub>2</sub> 排出 ・熱量の低いごみについては、助燃が必要	・プラント電気及びごみ乾燥時に使用する燃料(ごみ1tあたり灯油約80L)によるCO <sub>2</sub> の排出	・プラント電気及び炭化処理に伴うCO <sub>2</sub> の排出	・プラント電気使用に伴うCO <sub>2</sub> の排出	・プラント電気使用に伴うCO <sub>2</sub> の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO <sub>2</sub>	・プラント電気及び燃焼に伴うCO <sub>2</sub> の排出	・プラント電気使用に伴うCO <sub>2</sub> の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO <sub>2</sub>	・プラント電気使用に伴うCO <sub>2</sub> の排出 ・処理対象物以外の可燃物の処理に伴うCO <sub>2</sub>
			処理先・利用先を含めて考慮	・焼却残渣の処理先でのCO <sub>2</sub> 排出	・焼却残渣の処理先でのCO <sub>2</sub> 排出	・利用先でのRDF利用、残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> 排出	・利用先での炭化物利用、残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> 排出	・利用先での燃料利用、残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> 排出	・残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> の排出	・焼却残渣の処理先でのCO <sub>2</sub> 排出(ただし、焼却方式より焼却量は少ないため、焼却残渣量も焼却方式より少ない)	・残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> の排出(ただし、焼却方式より処理量は少ないため、残渣量も焼却方式より少ない)	・残渣の処理に伴うCO <sub>2</sub> の排出(ただし、焼却方式より処理量は少ないため、残渣量も焼却方式より少ない)
		CO <sub>2</sub> 削減対策	◎	○	△	△	△	△	◎	×	×	
			・最新の技術による発電が可能 ・CCUS技術(CO <sub>2</sub> の分離、回収、貯留技術)導入の可能性あり	・発電が可能(現状維持) ・CCUS技術(CO <sub>2</sub> の分離、回収、貯留技術)導入の可能性あり	・製造したRDFの燃料代替分	・製造した炭化物の燃料代替分	・製造した燃料の燃料代替分	・製造した油の燃料代替分	・バイオガスによる発電及び焼却施設での発電が可能 ・CCUS技術(CO <sub>2</sub> の分離、回収、貯留技術)導入の可能性あり	・製造した堆肥の製造時CO <sub>2</sub> 代替分	・製造した飼料の製造時CO <sub>2</sub> 代替分	
		現状の分別区分の維持(ごみ分別の容易さ)	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	△	
	今後のごみ量・ごみ質への対応	適合性	○	○	○	○	◎	○	◎	◎		
			・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・変動への対応は処理量のみで対応可能	・一定範囲内の変動に対応可能	・変動への対応は処理量のみで対応可能	・生ごみ及び剪定枝等の徹底した分別排出が必須	・生ごみの徹底した分別排出が必須

出典 \*1: 経済産業省HP「ごみを燃やさず資源化できるトンネルコンポスト方式」より建設費約16億円を控除して算出  
 \*2: 赤穂市議員視察報告書及び鎌倉市常任委員会視察報告書(16億円÷43.3t/日=約3,700万円/規模t)  
 \*3: 一般廃棄物全連式焼却施設の物質収支・エネルギー収支・コスト分析2012.3 北海道大学 廃棄物処分工学研究室  
 \*4: 廃棄物処理のここが知りたい 改訂版 (一財)日本環境衛生センター

## 2. 選定する際の留意事項

表 6-1 において検討した結果を踏まえ、施設・処理方式ごとの留意点及び満たすべき事項を整理したものを表 6-2 に示します。今後は、下記内容を踏まえ、本市にとって最も適切な施設・処理方式について、引き続き検討していくこととします。

表 6-2 施設・処理方式ごとの留意点及び満たすべき事項

留意点及び満たすべき事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備実績の確認（本市のごみ量に見合った施設規模）</li> <li>・安定した運転実績の確認</li> <li>・事故やトラブルの少ない施設</li> <li>・近年の稼働実績がない場合はその理由</li> <li>・燃料等副産物を生産する処理方式の場合、利用先の確保</li> <li>・今の分別収集体制をできる限り変更することなく対応できる処理方式</li> <li>・ごみ量及びごみ質変動に対して強い施設</li> <li>・経済面においても優れた施設</li> <li>・収集運搬～最終処分までの処理工程全体における CO<sub>2</sub> 排出量の検討（発電による削減を含む）</li> <li>・最新の CO<sub>2</sub> 削減対策技術についての対応の可否</li> <li>・公害防止基準を遵守できる安定した性能の確認</li> <li>・エネルギー回収量及び残渣発生量の検討</li> <li>・限られた公共用地に配置可能なコンパクトな施設</li> </ul>

### 3. 廃棄物処理施設の検討ケース

#### 1. 施設更新のケーススタディ

本市における施設の更新についてケーススタディ実施し、各ケースにおけるメリット及びデメリットを整理します。施設整備を実施した際の事業用地として、既存施設の敷地を有効利用する可能性や、新たな事業予定地を設けて整備する可能性について検討します。

#### (1) 既存施設の利用形態

既存施設の敷地を有効利用して施設を更新する場合には、既存施設の解体撤去をしながら施設整備を進めていくことになります。

既存施設の敷地には、図 4-2 に示すように可燃ごみを処理する宇部市ごみ焼却場、不燃ごみ・資源ごみを処理する宇部市リサイクルプラザ、プラスチック容器類及びペットボトルを処理する宇部市リサイクルプラザ資源化施設及びごみ・し尿の収集を担当する廃棄物対策課棟を備えています。また、し尿を処理する宇部市環境保全センターし尿処理場が隣接しています。

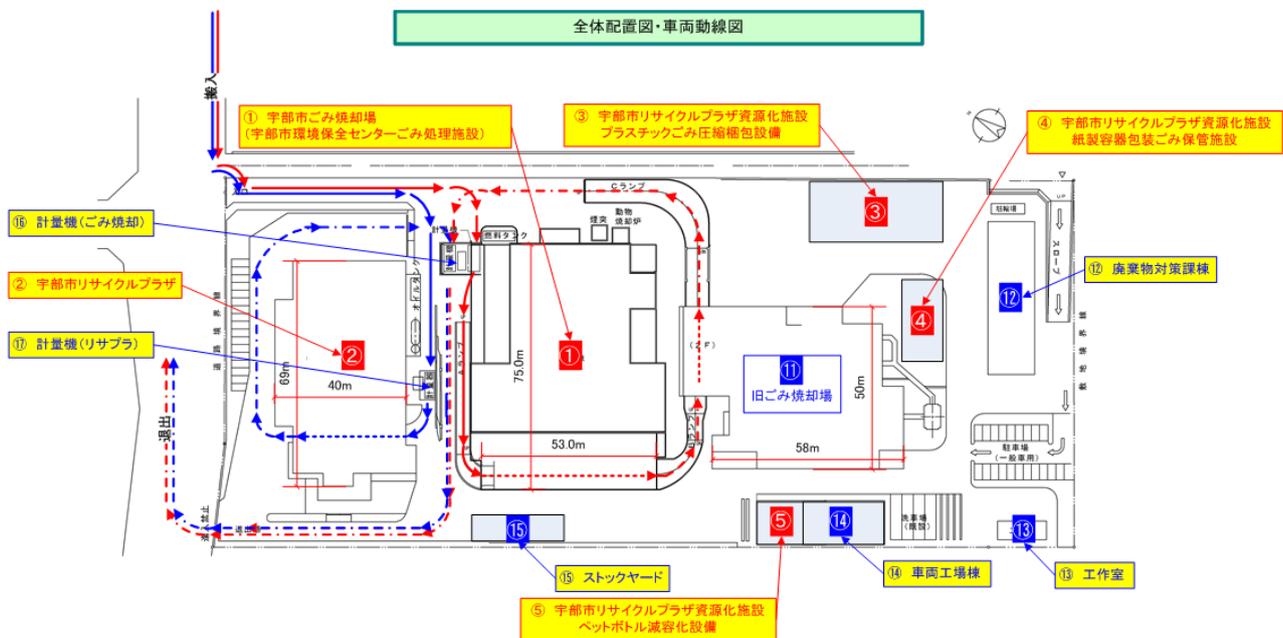


図 4-2 全体配置図・車両動線図

#### (2) 中間処理施設の供用年数

ごみ焼却施設は現在長寿命化対策工事(工事期間：令和 2 年度～令和 5 年度)を実施しています。供用期間は、最低でも工事完了後 10 年間（令和 15 年度まで）としています。

リサイクルプラザは竣工後 28 年が経過しており、随所に老朽化が目立ち始めた状況にあることから、建て替え等については優先して検討すべき時期となっています。

#### (3) その他の留意事項

各処理施設とも処理機能が次第に低下してくることから、適正な維持管理に努める必要があります。また、新たな廃棄物処理施設の整備は用地選定から機種選定、各種申請手続き、更には建設工事と長期間にわたる事業であるため、早い段階から課題を整理し、計画的に進める必要があります。

#### (4) 更新ケースの設定

更新のケーススタディを実施するにあたっての検討ケースを図 4-3～図 4-8 に示します。なお、施設の更新順については、稼働年数が長く、老朽化が進んでいるリサイクルプラザの整備を優先的に、かつ、工事期間中のごみ処理に支障がないようなケースを選定しました。

##### 1) ケース 1

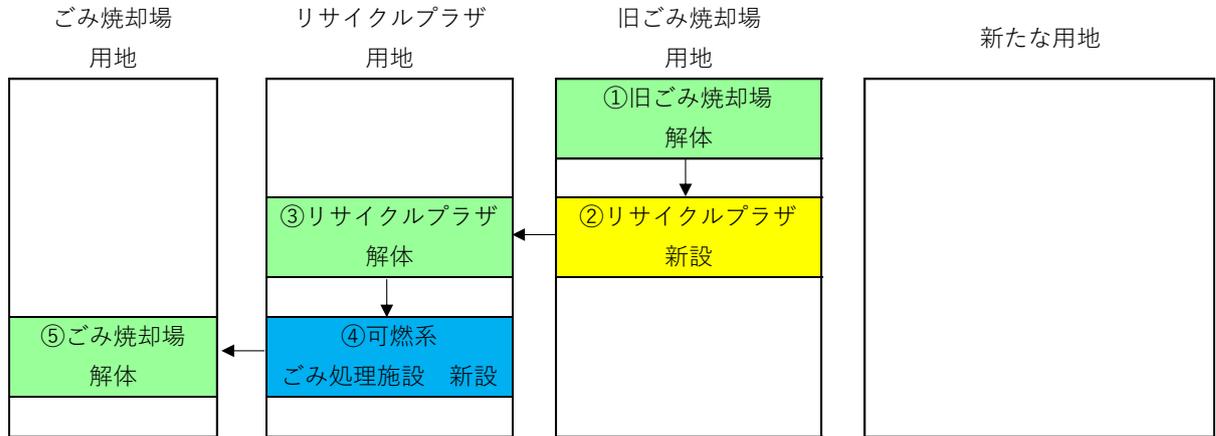


図 4-3 更新イメージ (ケース 1)

##### 2) ケース 2

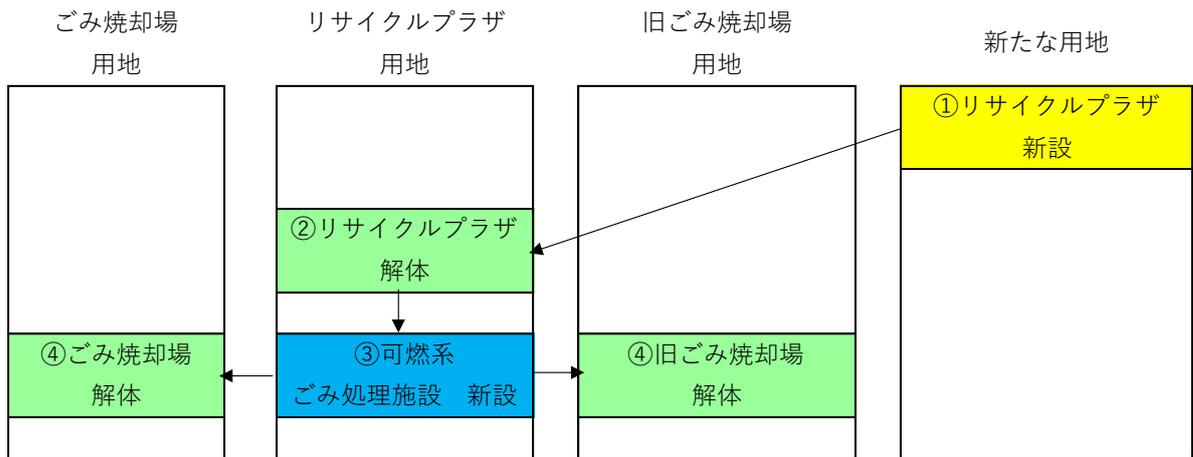


図 4-4 更新イメージ (ケース 2)

##### 3) ケース 3

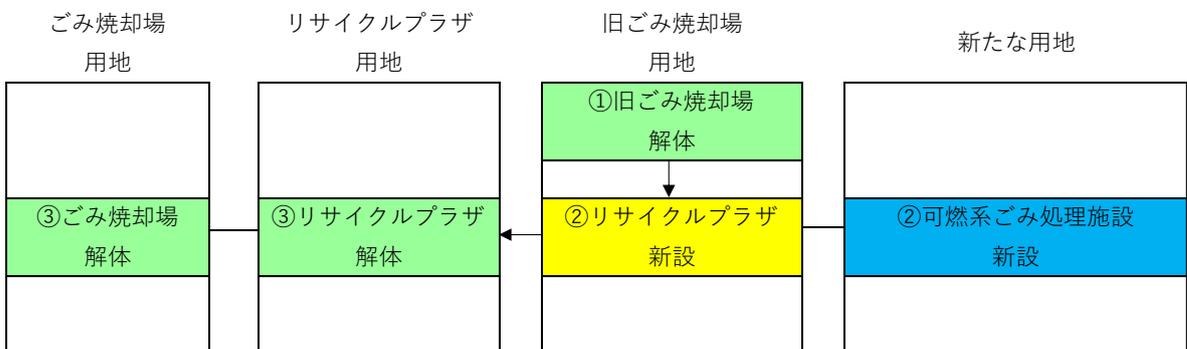


図 4-5 更新イメージ (ケース 3)

4) ケース 4

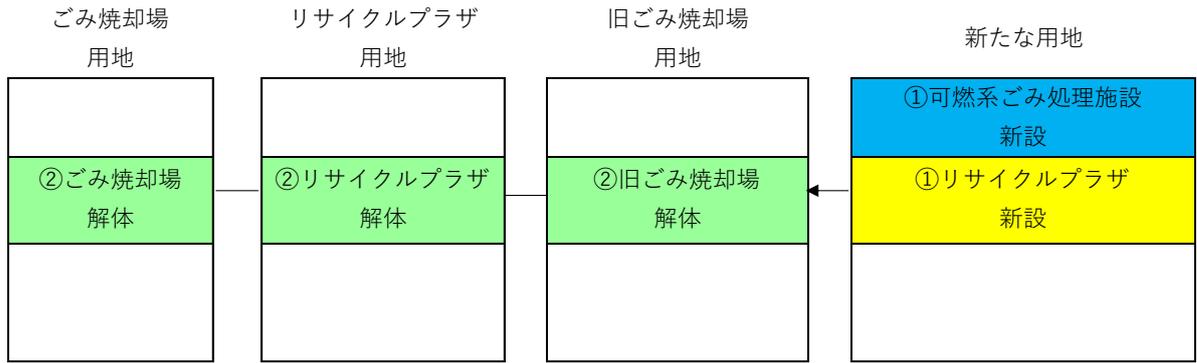


図 4-6 更新イメージ (ケース 4)

5) ケース 5

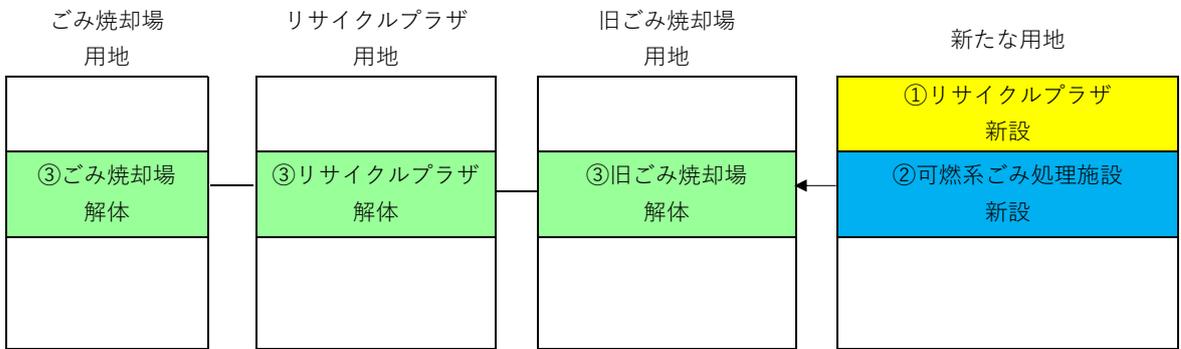


図 4-7 更新イメージ (ケース 5)

6) ケース 6

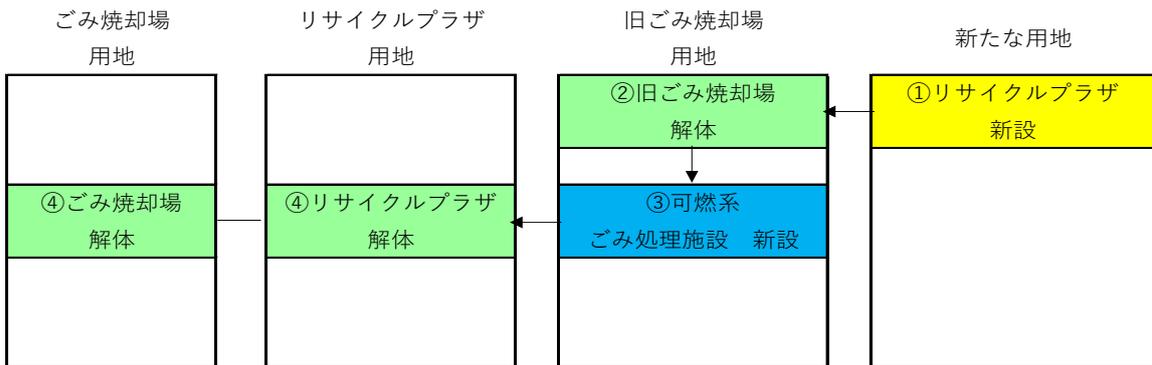


図 4-8 更新イメージ (ケース 6)

## (5) 各ケースの比較・評価

ケース1からケース6について、総合的観点から比較・評価を行います。評価結果の一覧を表4-10に示します。

表4-10 各ケースの比較・評価一覧

評価項目	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
更新の容易さ	×	△	△	○	○	△
工事期間	×	△	△	○	○	△
施工の安全性	×	△	△	○	○	△
経済性	△	○	△	△	△	○
用地取得の容易さ	○	△	△	△	△	△
総合コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体⇒新設を繰り返す必要がある。</li> <li>・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。</li> <li>・新たな用地取得が不要である。</li> <li>・工期が最も長期かつ高額になる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。</li> <li>・新たな用地の取得が必要である。</li> <li>・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ処理施設とリサイクルプラザの同時整備が可能である。</li> <li>・新たな用地の取得が必要である。</li> <li>・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ処理施設とリサイクルプラザの同時整備が可能である。</li> <li>・新たな用地の取得が必要である。</li> <li>・工期が最も短い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。</li> <li>・新たな用地の取得が必要である。</li> <li>・工期が最も短い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早急にリサイクルプラザを整備することが可能である。</li> <li>・新たな用地の取得が必要である。</li> <li>・限られた既存用地内で施設の稼働と建設が同時に行われるため、安全上の課題がある。</li> </ul>

上記のとおり、施設整備については、新たな用地に可燃ごみ処理施設及びリサイクルプラザを整備するのが更新の容易さなどからは優位であると考えられますが、設備の老朽化が進んでいるリサイクルプラザ又は可燃ごみ処理施設を単独で新たな用地へ建て替えるケースにすると必要な面積のみ取得することになり経費を抑えることができます。また、再度の延命化をした場合、各プラントメーカーが進めているCCS（二酸化炭素回収・貯留技術）等のカーボンニュートラルに寄与する研究について注視する期間を確保でき新技术の対応への可能性も高まります。本市における施設の更新パターンとしては、これらの比較評価結果を基に検討を進めていくこととします。

## 第7章 事業方式の検討

施設整備を実施した際の施設の事業方式について概要整理及び導入におけるメリットやデメリットを検討します。

### 1. 民設・民営及び公設・民営による施設整備等

施設の整備・運営方式については、従来の公設・公営方式のほか、DBO方式や公民連携協定に代表される公設・民営方式（PPP）及び民設・民営方式（PFI）があります。事業形態の比較を表7-1に示します。

表7-1 事業形態の比較

項目		概要	各段階における責任分担					
			建設費 (資金調達)	設計・ 建設	運営 管理	施設 撤去	施設の所有者	
						建設時	運営時	
民設・ 民営	PFI	BOO ・民間が設置・運営し、運営期間終了後も民間が施設を保有する方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
		BOT ・民間が設置・運営し、運営期間終了後は施設を自治体に譲渡する方式	民間	民間	民間	公共	民間	民間
		BTO ・民間が設置し、施設完成直後に自治体に所有権を移転し、民間が運営を行う方式。	民間	民間	民間	公共	民間	公共
	公民連携 協定	・自治体が土地を賃貸し、民間が設置・運営し、協働で公共サービスの提供を行う方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間
公設・ 民営	DBO	・自治体が設置し、民間が施設を運営する方式	公共	民間 (公共)	民間	公共	公共	公共
	運営委託 (長期包括等)	・自治体が設置し、民間が定められた期間を運営する方式(運営委託期間 15~20年)	公共	公共	民間	公共	公共	公共
	運営委託 (単年度契約)	・自治体が設置し、民間が定められた期間を運営する方式(運営委託期間 単年)	公共	公共	民間	公共	公共	公共
第3セクタ方式 (準公設・準公営)		・自治体と民間が共同出資により設立した事業体(第3セクタ)が設置・運営する方式	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ	第3 セクタ
公設・公営(直営)		建設は公共 事業運営は公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共

出典：性能保証に基づくごみ焼却炉の選定と導入（石川禎昭著：オーム社）より一部編集

公設・民営方式及び民設民営方式のPFI事業と公民連携協定の違いは以下のとおりです。

#### (1) 民設・民営方式

##### ①PFI方式

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法です。設計及び建設、運營業務を民間事業者に一括発注するため、業務の関連性・一体性や長期事業期間を視野に入れた民間事業者の創意工夫を建設及び運營業務の双方に発揮することが期待できますが、資金調達が民間のため、施設規模が小さい場合、参入意欲が低下する場合があります。PFI方式には以下の3つの方式があります。

##### 7)BOO方式 (Build Operate and Own)

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設(Build)し、事業期間にわたり運営(Operate)

した後も民間事業者が施設を保有（Own）する方式です。

#### 1) BOT 方式（Build Operate and Transfer）

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設（Build）し、事業期間にわたり運営（Operate）した後、公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式です。

#### 2) BTO 方式（Build Transfer and Operate）

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計及び建設（Build）した直後に公共に所有権を移転（Transfer）し、施設の運営（Operate）を民間事業者が行う方式です。BOO 方式及び BOT 方式と比較して、起債を活用できる点が特長ですが、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

### ② 公民連携協定

公共が土地を賃貸し、民間事業者が施設設計及び建設、運営する方式です。

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間が持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化を図ろうとする考え方です。比較的新しい手法で、自治体以外のごみ（産業廃棄物等）も含めた大きい施設規模（200t/日程度～）で検討するため、費用対効果が出やすく、民間企業の参入意欲が高くなる傾向にあります。一方で産業廃棄物に対する忌避感から、周辺住民同意については時間を要する場合があります。

## （2）公設・民営方式

### ① DBO 方式（Design Build Operate）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計（Design）及び建設（Build）、運営（Operate）を包括的に民間事業者に委託する方式です。

建設及び運営業務を民間事業者に一括発注するため、業務の関連性・一体性や長期事業期間を視野に入れた民間事業者の創意工夫を建設及び運営業務の双方に発揮することが期待できます。なお、建設費用については、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

### ② 運営委託（長期包括）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設を行い、民間事業者に複数年にわたり運営を委託する方式です。

### ③ 運営委託（単年度契約）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設を行い、民間事業者に単年毎に運営を委託する方式です。

## （3）第3セクタ方式（準公設・準公営）

公共と民間事業者の共同出資により事業体（第3セクタ）を設立し、施設設計及び建設し、運営を行う方式です。

## （4）公設・公営方式（直営）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設設計及び建設し、運営の全てを行う方式です。なお、運転業務を民間事業者に委託する場合も含まれます。

ごみ処理事業に関わらず、従来型公共事業はこの方式で進められてきました。建設費用は競争に

より低減される可能性があります、平準化ができないため建設期間中の財政負担は重くなります。

## 2. 近年における事業方式の動向

近年における事業方式については、公設・公営方式から、民間活力を活用する事例が増えてきています。2002年度から2022年度におけるPFIやDBO等の事業方式は137件採用されており、そのうち124件がDBO事業となっています（出典：第13回環境と衛生のオンラインセミナー 日本環境衛生センター）。

メーカーアンケートの結果についてもほとんどのメーカーがDBO方式を推奨しています。これはPFI方式と比較して、財源を調達する必要がないことが理由として考えられます。

本市における事業方式の選定については、これらの状況を踏まえ、今後引き続き検討することとします。

## 第8章 財政支援制度の活用

施設整備に係る事業費は高額であることから、国からの財政支援は必要不可欠です。本章では最新の財政支援制度の概要を取りまとめることとします。

施設整備に係る事業費は高額であることから、国からの財政支援は必要不可欠です。本章では最新の財政支援制度の概要を取りまとめることとします。

### 1. 交付金

施設整備を行う場合、「循環型社会形成推進交付金」（以下、「交付金」という。）を活用するのが一般的です。また、施設建設費は交付金に加え、地方債（一般廃棄物処理事業債）及び一般財源で賄う必要があります。

#### （1）循環型社会形成推進交付金制度の概要

##### ① 交付金制度の創設

平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度より「循環型社会形成推進交付金」を創設

##### ② 交付金の交付

市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）  
計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付

##### ③ 循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）  
計画において3R推進のための目標を設定（事後に目標達成状況を評価）

##### ④ 交付対象施設

- ・マテリアルリサイクル推進施設  
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設  
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設  
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- ・浄化槽
- ・最終処分場
- ・既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
- ・廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

##### ⑤ 交付率

交付対象経費の1/3

ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の財源内訳

- ① 当該交付金を利用した場合の対象事業に係る財源内訳を、図 8-1 に示します。交付対象事業費の 1/3 に交付金が支給され、残り 2/3 が自治体（事業主体）の負担となります。
- ② ただし、自治体負担分のうち 90%については地方債（一般廃棄物処理事業債 75%+財源対策債 15%）を活用でき、自治体の一般財源が必要となるのはこのうち 10%です。
- ③ 用地費は、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場においては交付対象外であるので留意する必要があります。
- ④ 熱回収施設にかかる循環型交付金の交付率は 1/3 となっていますが、高効率ごみ発電施設の交付対象事業については、高効率発電設備に関するものについての交付率は 1/2、高効率発電設備以外の交付率は 1/3、植栽や塀等の付帯工事等は交付金対象外事業となります。
- ⑤ 起債の充当率は、交付対象事業は 90%、単独事業は 75%です（令和 5 年度時点）。

総事業費[100%]															
交付対象事業費						交付対象外事業費									
交付金	起債対象事業費 2/3					起債対象事業費					純粋単独事業費				
	地方債 (10万円単位)「90%」					重点化事業費			関連単独事業費		土地造成	【その他工事等】 【庁費】 【工事監理費】			
1/3	一般廃棄物処理事業債 「75%」		財源対策債 「15%」			一般財源 【10%】 (増徴)	地方債 (10万円単位)「90%」			一般財源 【10%】 (増徴)	地方債 (10万円単位)「75%」		起債 <100%>	一般財源	
	交付税措置		交付税措置				一般廃棄物処理事業債 「75%」		財源対策債 「15%」		交付税措置				
	有	無	有	無			有	無	有		無	有			無
	50%	50%	50%	50%			50%	50%	50%		50%	30%			70%
A	B	C	D	E	F	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
事業主体の実質負担範囲:C+E+F=約37%						事業主体の実質負担範囲:b+d+e+g+h+i+j									

図 8-1 循環型社会形成推進交付金制度の財源内訳

### 3. 財政計画の内訳

財政計画の内訳を表8-1に示します。

なお、今後も交付金要綱等の動向に注目して、より優位な財源への見直しについて検討していくこととします。

表 8-1 財政計画の内訳

交付対象事業費			交付対象外事業費	
<b>交付金</b> (交付対象事業費の 1/3 もしくは 1/2)	<b>地方債</b> (交付対象事業費-交付金) × 90% 交付税措置 : 50%	<b>一般財源</b>	<b>地方債</b> (交付対象外事業費 × 75%) 交付税措置 : 30%	<b>一般財源</b>

## 令和5年市議会3月定例会 文教民生委員会

## 「宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会」の開催状況について

本市のごみ処理施設（ごみ焼却場、リサイクルプラザ、資源化施設）は長年の稼働により老朽化が進行しています。中でもごみ焼却施設は他の処理施設と比較し寿命が短いため、現在、最低10年間の施設延命を行うための基幹的設備改良工事を実施しているところです。

しかし近い将来、老朽化した本市のごみ処理施設の建て替え時期を迎えるため、令和4年度から令和5年度にかけ、将来のごみ処理施設のあり方を整理する「宇部市次期ごみ処理施設整備基本構想」を策定予定としています。また、基本構想策定と並行し学識経験者、各種団体、市民代表からなる「宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会」を設置し、年3回程度開催予定の委員会で構想策定内容について協議・検討頂きその結果を基本構想に反映することとしています。

令和4年10月から令和5年2月までに3回開催した委員会では委員の皆様には様々なご意見を頂きました。なお、委員会の開催状況は下記のとおりです。

## 【第1回 委員会開催状況】別添①

## 1. 日時

- ・令和4年10月14日（金）14時00分～16時00分

## 2. 議題

- ・「宇部市の廃棄物処理の現状と課題の説明」
  - （1）宇部市次期ごみ処理施設整備基本構想 目次構成（案）について
  - （2）施設整備基本構想作成の趣旨について
  - （3）廃棄物処理施設の現状と課題について
  - （4）検討委員会における協議スケジュール

## 【第2回 委員会開催状況】別添②

## 1. 日時

- ・令和4年12月15日（木）13時00分～15時30分

## 2. 議題

- （1）適切な処理量の算定及び施設規模の設定
- （2）処理技術情報整理
- （3）メーカーアンケート（案）
- （4）自治体アンケート（案）
- （5）令和5年度協議スケジュールの変更について

### 【第3回 委員会開催状況】別添③

#### 1. 日 時

・令和5年2月22日（水）15時00分～16時30分

#### 2. 議 題

- (1) 第1回・第2回委員会のご意見を踏まえた対応について
- (2) 広域処理の可能性検討
- (3) 自治体アンケート調査結果の報告

# 宇部市新火葬場整備運営事業に係る実施方針(案)及び要求水準書(案)〈抜粋〉

## 1. 敷地条件

所在地	宇部市大字善和字大日203-291	
敷地面積	約7,800㎡	
概要	白石墓園の中、既存敷地から300m東に離れた場所に位置している。敷地の周囲には、工場・物流施設が点在し、住宅地からは約0.2km離れている	
都市計画法	都市計画区域	非線引き区域（白地地域）
	用途地域	指定なし
	容積率	200%
	建ぺい率	70%
建築基準法	道路	道路位置指定予定
	用途地域	用途地域：なし、建物用途：制限なし
	容積率	200%
	建ぺい率	70%



## 2. 施設に関する要求水準(主なものを抜粋)

### ■ 建物要件

施設イメージ・配慮項目	
明るく暖かみのある施設かつ「宇部らしさ」の導入	災害時における利用者の安全と機能の維持確保
バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応	ライフサイクル全体でのコスト低減

項目	要求水準
構造	主構造は原則鉄筋コンクリート造、2階建て以上
建築面積	事業者提案に委ねる
延べ面積	3,200㎡程度（建築基準法上の延べ面積）
火葬炉数	人体炉7基＋予備炉1基（将来設置に備えてスペースを確保）
待合個室	7室（1室20人程度；洋室＋畳スペース）
告別・収骨室	4室（一体型）
多目的スペース	簡易な葬送等の実施も想定し、1階に設置（20㎡以上；各種備品の設置）

### ■ 諸室要件

区分	諸室
火葬部門	エントランスホール、告別・収骨室、炉前ホール、炉室、炉機械室、制御室、休憩室、残灰・飛灰処理室、事務室、霊安室、トイレ、更衣室、多目的スペース、葬送業者控室、設備関係室、その他（通路、階段、倉庫、台車庫、車寄せ等）
待合部門	待合ホール・共同待合スペース、待合個室、トイレ、湯沸スペース、売店コーナー、授乳室、キッズスペース、喫煙スペース、その他（通路、階段、倉庫等）

### ■ システム・設備要件

内容
階段及び昇降機設備を建物内の両端2箇所以上
男女トイレ及び多機能トイレ（各階に1箇所以上）
緊急通報ボタン及び赤色灯（トイレに設置）
インターネットによる予約受付システム
Wi-Fi等の通信環境
非常用発電設備
太陽光発電施設
自動体外式除細動器（AED）や緊急医療用品

### ■ 外構要件

項目		
駐車場	普通車	一般会葬者用；42台以上（車いす利用者用7台、思いやり駐車スペース7台を含む）
		火葬場職員、葬送業者等用；16台以上
	大型車	マイクロバス；3台以上
周囲からの景観に配慮した植栽やフェンス等の設置		
敷地南側法面への植栽等による明るい施設イメージの演出		
敷地出入口への門扉等の設置		
敷地内の通路の幅員確保（概ね8m程度）		

### ■ その他事項

項目
開場時間：9時から18時、休場日：1月1日・1月3日・8月15日
合葬式埋蔵施設（合同墓）も併せて事業者が管理・運営
荒造成及び擁壁設置、周辺道路改良工事等を市が実施

## 3. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うDBO方式（SPC設立任意）により実施。

## 4. 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ及び創意工夫を総合的に評価する「総合評価一般競争入札」を採用予定

## 5. 入札参加者の構成要件

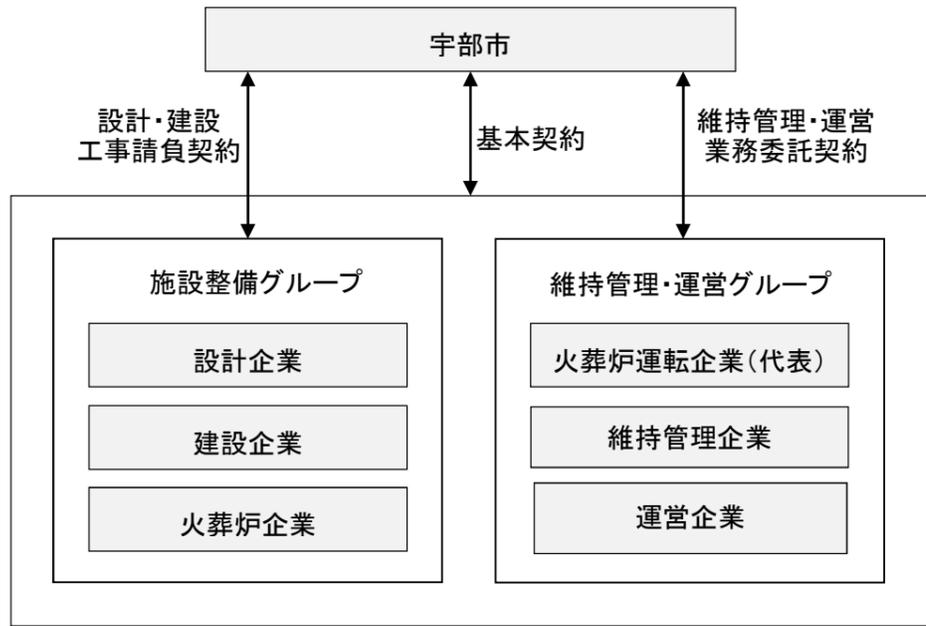
入札参加者は、施設整備グループ及び維持管理・運営業務グループにより構成。

- ・施設整備グループ（設計企業、建設企業、火葬炉企業）
- ・維持管理・運営グループ（維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業）

※設計企業、建設企業、維持管理企業については、市内に本店を有する者を1社以上含む。

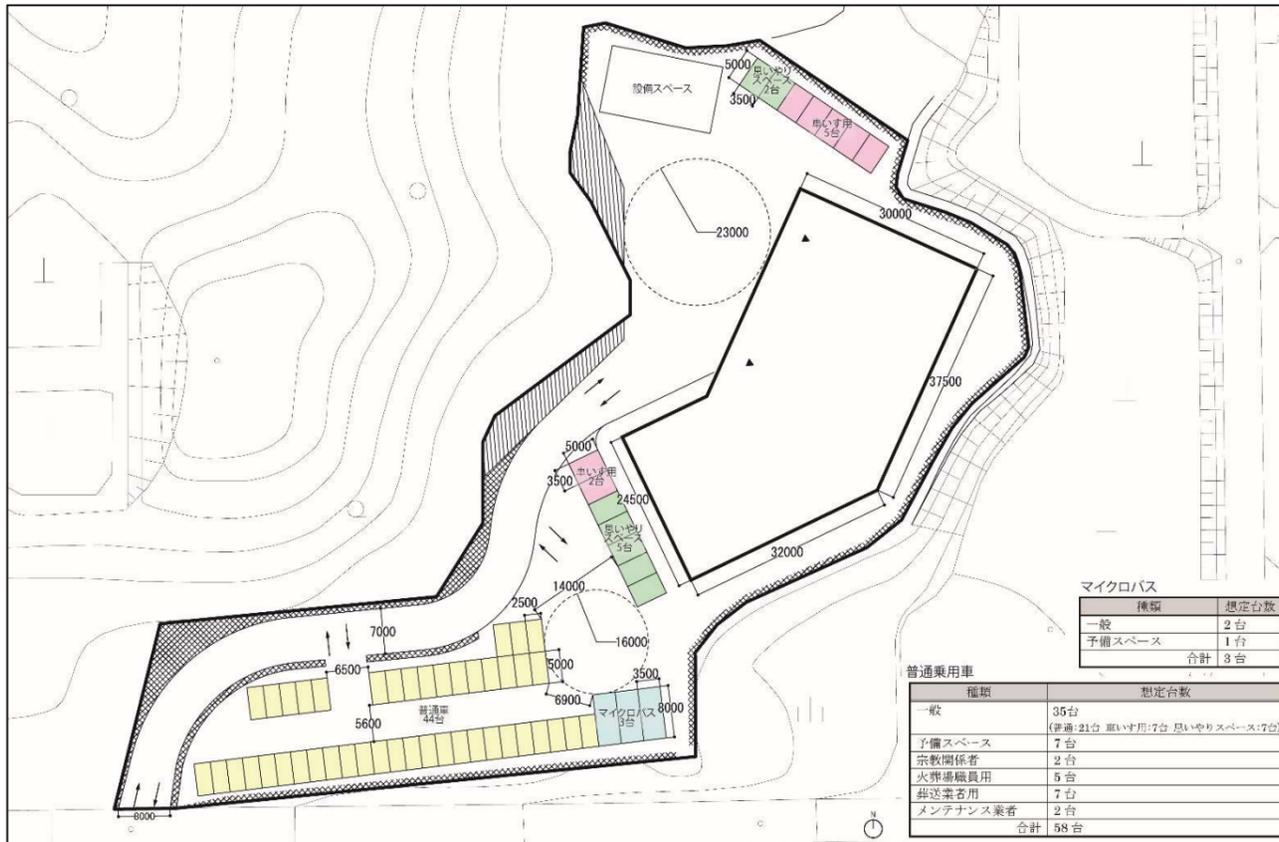
## 6. 事業実施体制

SPCを設立しない場合

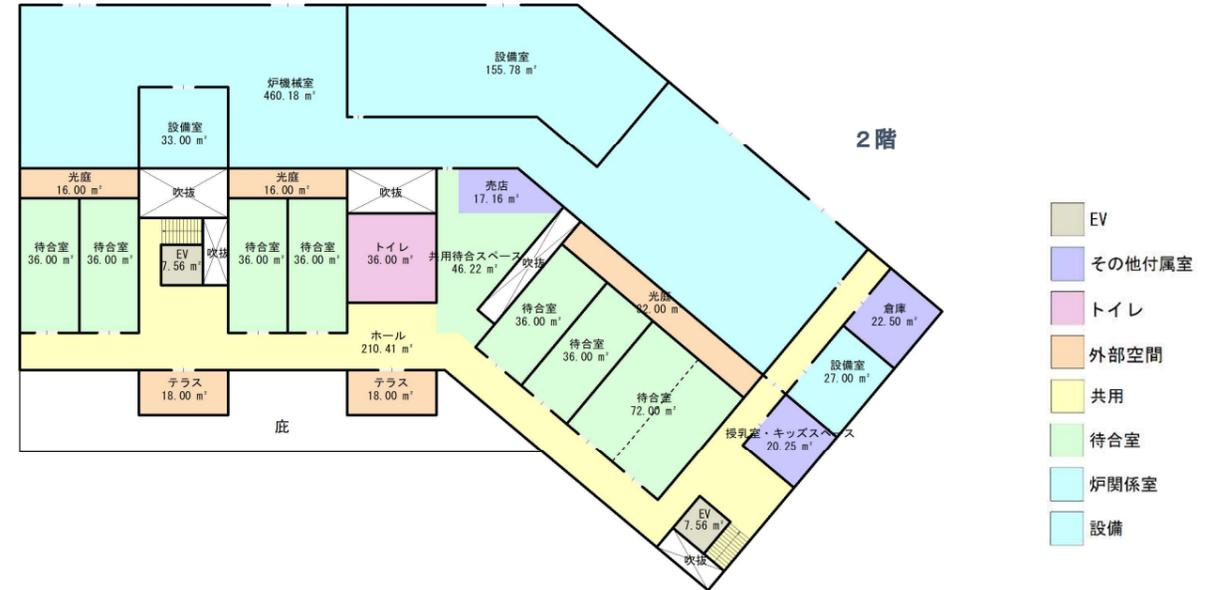


## 7. 施設整備計画(参考) ※基本計画上のもの。実際は、事業提案による

### ■ 配置図



### ■ 間取図



### ■ イメージパース



外観①



外観②



# 宇部市立小中学校 校則見直しに関するガイドライン

令和5年7月

宇部市教育委員会

# 1 校則見直しの目的とガイドライン策定の趣旨

## 第2期宇部市教育振興基本計画の基本理念 「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり

「自立」の<sup>こころ</sup>心…『自らが主体的に社会に関わり合い、新たな価値を創造し将来を作り出していくために、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく』

「共存同栄」の<sup>こころ</sup>精神…『多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し支え合い、社会の中で自らの役割と責任を果たし、活躍するために、学び合いながら、互いに高め合っていく』

- 本市の教育振興基本計画の基本理念には、2つの「こころ」が込められています。校則の見直しは、本市が目指す、この「こころ」の実現に向けて、子どもたちが成長するための取組の一つとして進めます。
- 特に本市での校則見直しは、今ある校則を少し見直せばよいという考え方ではなく、児童生徒が主体的に2つの「こころ」を育むためにも、ゼロベースからの校則見直しを重視しています。
- 校則を見直す過程で、児童生徒は子ども同士や様々な立場の人たちとの対話を通して、安心・安全かつ充実した学校生活の構築に向けて、主体的に関わり合うことや互いを認め尊重しながら高め合うことなどを学びます。
- この経験が、運動会や文化祭などの学校行事や総合的な学習等の取組みに活かされ、充実した楽しい学校生活を送るために自ら行動できるようになることを目指しています。
- 将来的に「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく」という主権者教育にもつながると考えています。
- 校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、学校や地域の実状に合わせて見直しができるよう「宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドライン」を策定します。

### 本ガイドラインにおける「校則」の定義について

学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものです。

具体的には、「〇〇学校のきまり」、「生活のやくそく」、「校則」、「〇〇学校生徒心得」、「〇〇学級（クラス）のきまり」などを含むものとします。

（出典：生徒指導提要）

## 2 校則見直しの背景

### (1) 国の第4期教育振興基本計画について(令和5～9年度)

第4期教育振興基本計画では、「日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上」が総括的な基本方針として掲げられます。

子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がり一人ひとりの子どもや地域を支え、更には世代を超えて循環していくというあり方が求められています。

※ウェルビーイング(Well-being):身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。

### (2) こども基本法について

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保・意見の尊重等が法律上位置付けられました。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちがその年齢及び発達の程度に応じて意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会をもつことが重要です。

### (3) 生徒指導提要の改訂について

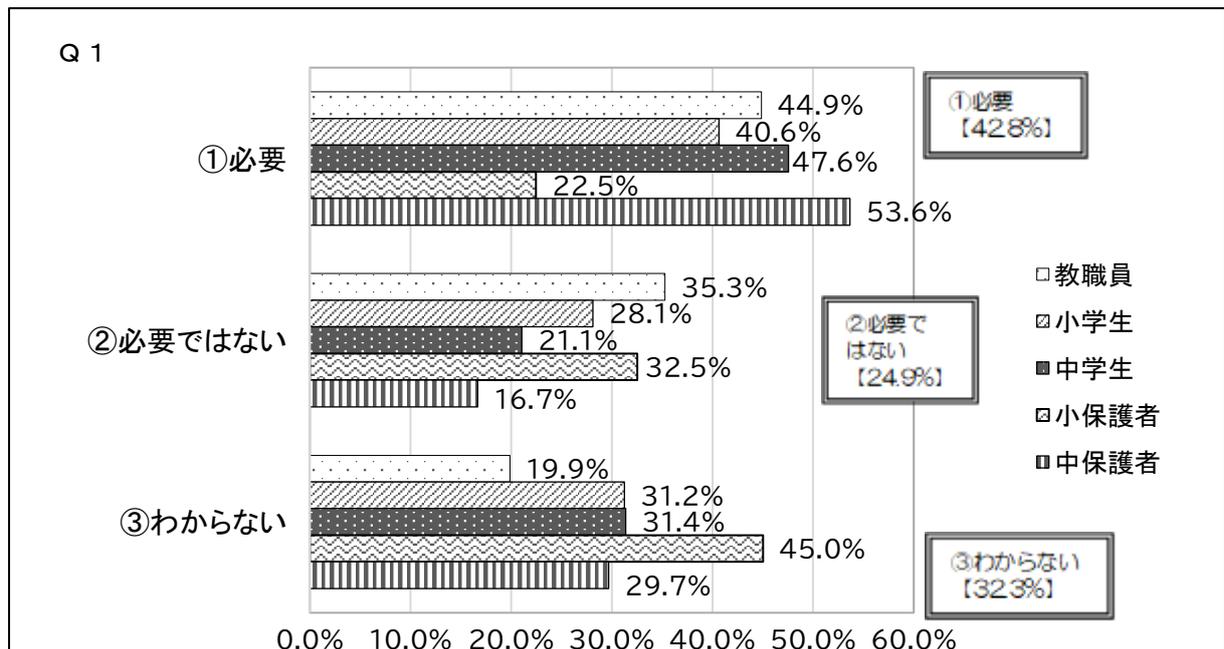
令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、様々な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性などを実感することが大切とされています。

校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することは、児童生徒自身が校則の根拠を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えます。

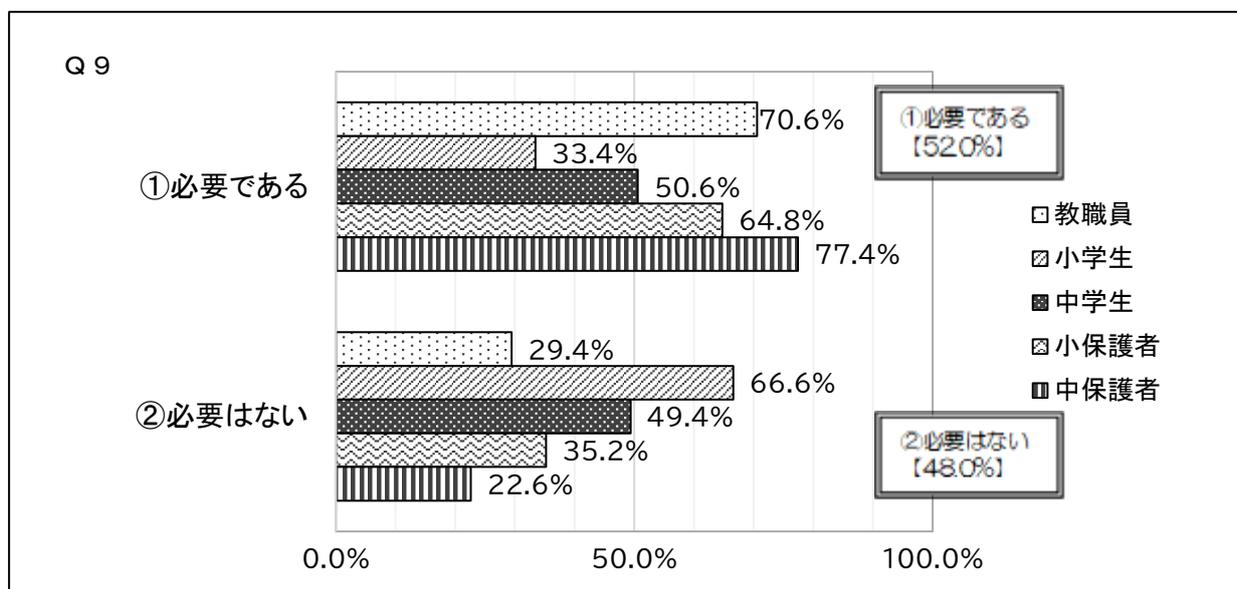
### (4) アンケート結果について

令和5年4月下旬から5月中旬に教職員、児童生徒(小学校5、6年、中学校1～3年生)、保護者を対象に校則見直しに関するアンケートを無記名で実施し、8,706名から回答がありました。

Q1「あなたは、自分の学校(保護者の場合、お子様が通う学校)の校則(生活のきまりややくそく)の見直しが必要だと思いますか。」では、全体の42.8%が『必要』と回答しました。



Q9「校則(生活のきまりや生活のやくそく)を子どもたちがつくったり考えたりする場が必要であると考えますか。」に対しては、全体の52.0%が『必要である』と回答しました。



特に保護者における数値が高く、全体的に校則の見直しの必要性を感じているとともに、校則の見直しを教職員主導ではなく、子どもたちがつくったり考えたりするなど主体となって取り組むことが必要と感じていることが伺えます。

### 3 校則見直しの観点

文部科学省は、生徒指導の3つの機能(「まほう」)について「自己決定の場を与える(「ま」かせる)」「自己存在感を与える(「ほ」める)」「共感的な人間関係を育成する(「う」けとめる)」としています。

見直しにあたっては、校則や生徒指導のあり方に沿っているかを基準に、アンケート結果も踏まえながら、以下の3つの観点から見直しの枠組みを作ります。

- (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定すること
- (3) 校則の公表

#### (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

##### ◆仕組みづくりのポイント

- ・児童生徒、教職員、保護者、学校運営協議会が見直しに関わる仕組みをつくります。
- ・児童生徒や保護者の心理的安全性(※)を確保した上で、無記名でのアンケート等を実施するなど、一人ひとりの考えを出しやすくするとともに、少数意見も大切にできる仕組みをつくります。
- ・児童生徒がゼロベースで校則の素案をつくるなど、子どもの視点で校則の見直しを進めます。
- ・校則見直しについて生徒総会等で協議し、話し合いを通じて少数派の意見も尊重するなど、民主的に決定する仕組みをつくります。
- ・話し合いの場を十分に確保し、少なくとも年1回は、校則について協議する仕組みをつくります。
- ・教職員は、児童生徒、保護者が安心して校則の見直しについて意見を述べられるよう、平素から信頼関係の構築を大切に学級・学年・学校運営を行ってください。

※心理的安全性:学級やグループの中で、自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態

## (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定すること

校則の内容は、抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容でなければなりません。以下に示すような内容については各校において必ず改定を図ってください。

### ① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地毛の色を染めていないことについての文書提出を求めること

### ② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例)制服や体操服、上靴等に男女の区別を設け、選択の余地がないもの

(例)性別ごとに違った髪型の規定をしているもの

### ③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

(例)冬場の上着着用禁止など、体調維持に問題が生じるもの

### ④ 合理的な理由を説明できない規定

(例)靴や靴下、肌着等の色を統一するなど、過剰に限定するもの

・校長は、協議の結果を尊重することを基本としますが、協議の結果と異なる決定となる場合は、児童生徒、保護者、学校運営協議会にその理由を説明します。

・見直した校則については、名称を「〇〇学校の校則」とはせず、「〇〇学校生徒心得、やくそく」など、児童生徒が校則を自分事としてとらえ、学校生活を安心・安全に、そして楽しく送りたいと思えるような名称を検討してください。

※学校が作成した見直し案については、必要に応じて学校支援チーム(弁護士、臨床心理士など)等に人権等の視点から助言を得ることを予定しています。

## (3) 校則の公表

・学校は、校則の見直し後、その内容や必要性について児童生徒の他、保護者や地域と共通理解を図るため、学校ホームページ等で校則を公表します。

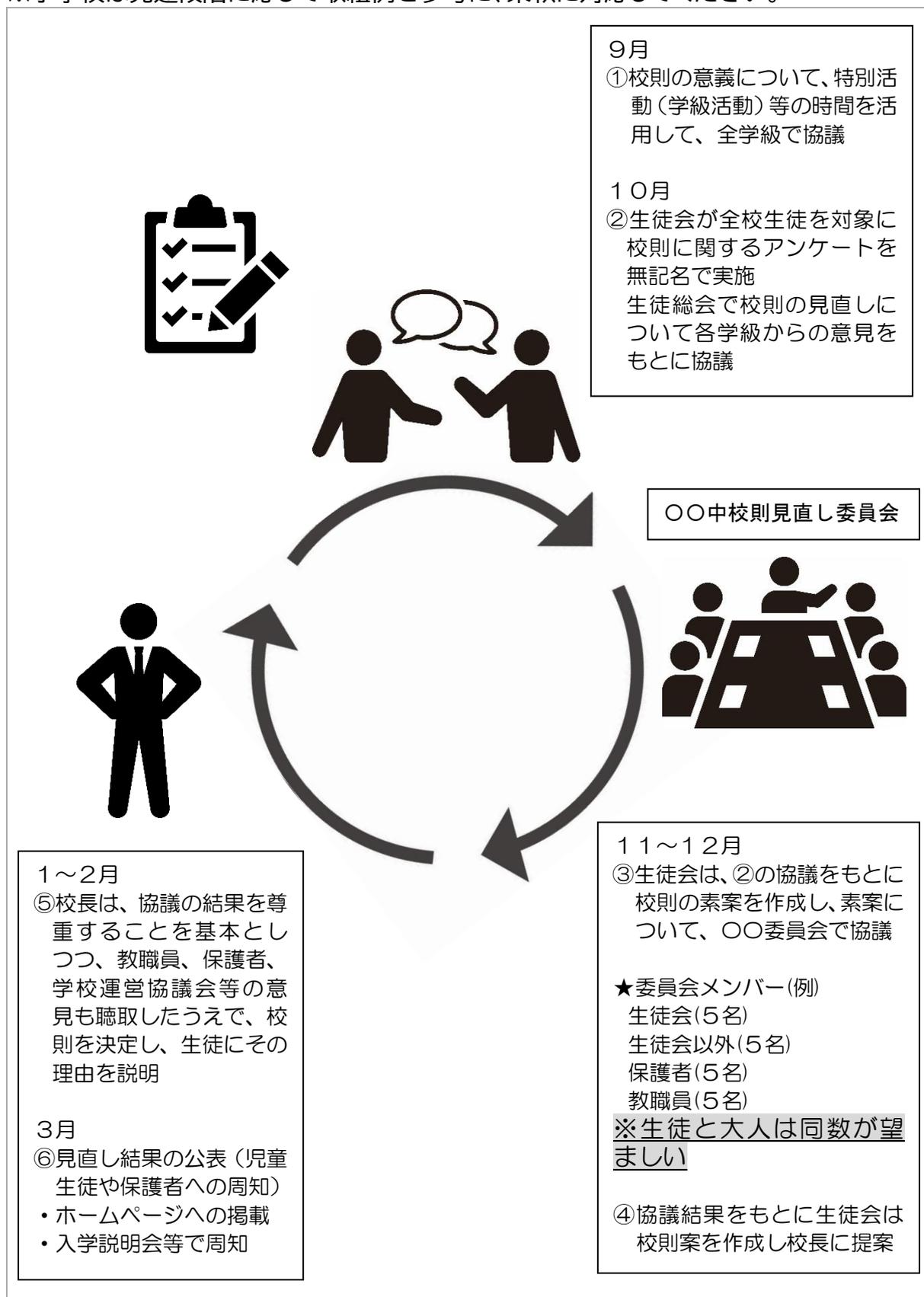
・入学前の説明会等において、校則の内容や見直しの方法等について説明します。

・見直し後に修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。

## ゼロベースから見直す取組の中学校例(推奨)

※校則見直し委員会等の開催時期は、あくまでも目安です。学校の実情に合わせたスケジュールリングをお願いします。

※小学校は発達段階に応じて取組例を参考に、柔軟に対応してください。



## 4 生徒指導のあり方について

児童生徒が自分のよさや可能性を信じ、他者と関わりながらよりよい姿に変容していくためには、校則見直しを進めるだけではなく、児童生徒に対する教職員からの働きかけがとても重要になります。

日常の教育活動の中心となる授業や児童生徒が生活する上での指導等において、生徒指導の3つの機能(「まほう」)「自己決定の場を与える(「ま」かせる)」「自己存在感を与える(「ほ」める)」「共感的な人間関係を育成する(「う」けとめる)」を生かすことが求められています。

校則の見直しにあたっては、現在の各校の生徒指導について、教職員は「生徒指導の3つの機能を生かした指導ができているか」、「児童生徒の自己指導能力を伸ばすことができているか」を教職員全体で評価し、今後の生徒指導の取組につなげてください。

	生徒指導の3つの機能	今回の見直しの具体的な意識や行動
(「ま」かせる) 自己決定の場を与える	○自己決定とは、自分で決めて実行するという事です。 ○常に「相手」と「自分」の両者を中心にすえて行動するという事で、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。	(教職員) ・校則の見直しに当たって、学級(または学校)内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようにサポートしている。
		(児童生徒) ・校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。
(「ほ」める) 自己存在感を与える	○自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。 ○教職員は、子ども一人ひとりの存在を大切に思って指導することが重要であり、子どもの独自性や個性を大切にした指導が必要となります。	(教職員) ・校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い(理由)も真剣に聴き、受け止めている。
		(児童生徒) ・自分がルールを守れなかった時に、先生や保護者が理由を聞いてくれたり、親身になって相談にのってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。
(「う」けとめる) 共感的な人間関係を育成する	○共感的な人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をいいます。 ○共感的な人間関係は、教職員と子どもとの関係だけでなく子ども同士の間でも大切になります。	(教職員) ・校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人ひとりの意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。
		(児童生徒) ・自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。

## 5 問い合わせ先・相談先

### ◆校則についての問い合わせ先・相談先

宇部市教育委員会事務局 教育支援課 電話:0836-34-8630  
FAX:0836-22-6066

## 6 参考・引用

- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付事務連絡)
- ・「生徒指導提要」  
(文部科学省 令和4年12月改訂版)
- ・「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」  
(熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・「校則の見直しについてのガイドライン」  
(墨田区教育委員会 令和3年9月)
- ・「校則の見直しへ向けたガイドライン」  
(掛川市教育委員会 令和4年11月)
- ・「校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに関するガイドライン」  
(尼崎市教育委員会 令和4年12月)

ブース数によりレイアウト等変更します

# 参加企業・団体体験内容

色は仮

1 <b>(一社)日本塗装工業会 山口県支部</b> 専用ローラーを使って木目を描く	2 <b>株式会社伸和精工</b> 体験名	3 <b>山口県教育庁教職員課</b> 体験名
4 <b>一般社団法人 山口県理学療法士会</b> 「理学療法士」の仕事体験しよう！ ～筋力測定&テーピング～	5 <b>宇部工業株式会社</b> コンバー(水陸両用作業船)に乗ってみよう！	6 <b>公益社団法人山口県看護協会</b> 「キラリ！看護のシゴト」を見て・聴いて・知ってみよう！
7 <b>株式会社宇部日報社</b> 新聞記者体験・紙面づくりにチャレンジしてみよう！	8 <b>ときわ動物園</b> 動物園の飼育員&獣医のお仕事体験	9 <b>プリマドール宇部店</b> 体験名
10 <b>国際ホテル宇部</b> ホテルレストランサービスプチ体験	11 <b>全日本空輸株式会社 サンデン交通株式会社</b> マーシャラー体験 一空港までの航空機誘導作業を体験しようー	12 <b>中国電力ネットワーク株式会社 宇部ネットワークセンター</b> 中国電力ネットワークの仕事体験してみよう！
13 <b>株式会社レノファ山口</b> 体験名	14 <b>株式会社宇部情報システム</b> 複合現実MRを体験！IT技術を使って未来の世界を覗いてみよう	15 <b>税理士法人やまぐちパートナーズ</b> 「税金」について考えてみよう！
16 <b>株式会社ジーマエンタープライズ ワイズヘアグループ</b> 美容師さんになってみよう!!!	17 <b>明石被服興業株式会社 宇部工場</b> 学生服の機能性とミシンを使った作業を体験してみよう。	18 <b>社会福祉法人むべの里光栄</b> おじいちゃん・おばあちゃんに变身してみよう！
19 <b>株式会社エムビーエス</b> 体験名	20 <b>宇部・山陽小野田消防局</b> 救命処置	21 <b>企業名</b> 体験名
22 <b>一般社団法人山口県自動車整備振興会 宇部支部</b> ・EVカー(ネクストクルーザー)を使用したタイヤ交換体験 ・エンジンの仕組み紹介・全国高校ゼロハンカー大会記録DVDの視聴	23 <b>宇部警察署</b> 君も捜査員！指紋を探して犯人を突き止めよう。	24 <b>宇部市内郵便局</b> 郵便局を再発見！ ～150年の歴史とミライを知ろう～
25 <b>宇部蒲鉾株式会社</b> 蒲鉾・竹輪を化粧箱詰めして宅配便で送ろう！	26 <b>UBE株式会社</b> 科学研究者の仕事体験 ～燃料電池を作ろう！～	27 <b>株式会社エフエムきらら</b> ラジオ放送業務体験
28 <b>ブライダルインフォメーション ジュラーレツルヤ宇部</b> 体験名	29 <b>株式会社西京銀行</b> 銀行員の仕事とは！？ ～ライフプランを考えてみましょう～	30 <b>企業名</b> 体験名

主催 / 宇部市教育委員会

## 30社の 企業・団体が出展！

### 宇部市内の企業・団体が大集合！

### 色々な職業を体験して、自分のみらいへ歩き出そう！！

# みらい Walker★ UBE

2023

## 10/4 水 5 木

### 9:30 ~ 15:30

#### 宇部市俵田翁記念体育館

(アリーナ・ステージ)

宇部市恩田町四丁目1番1号

### 宇部にはどんな 企業がある？

### 知らなかった魅力が 見つかるかも！

学校名

名前

# みらいWalkers★ UBE

30の企業・団体ブースで  
仕事体験をしてみよう！

## みらいWalkers★ challenge

### みらいWalkers★ challenge とは

各企業にちりばめられた、クイズに  
挑戦してみよう！  
下の解答欄に答えを記入してね♪  
企業の方に聞いて、話して、体験して、  
目指せ！全問正解★  
目指せ！お仕事マスター♪

★Challenge★

企業番号	答え
------	----

★Challenge★

企業番号	答え
------	----

★Challenge★

企業番号	答え
------	----

★Challenge★

企業番号	答え
------	----

★Challenge★

企業番号	答え
------	----

### ステージ

- 27 株式会社 エフエムきらら
- 28 プライダル インフォメーション ジュワール川宇部店
- 29 株式会社 西京銀行
- 30 会社名

- 23 宇部警察署
- 24 宇部市内 郵便局
- 25 宇部蒲鉾 株式会社
- 26 UBE株式会社

- 11 全日本空輸株式会社 サンデン交通株式会社
- 17 明石被服興業 株式会社 宇部工場
- 10 国際ホテル 宇部
- 16 株式会社 ジーマンタープライズ ワイス ヘアグループ
- 9 プリマドール 宇部店
- 15 税理士法人 やまくち パートナース
- 8 ときわ動物園
- 14 株式会社 宇部情報システム
- 7 株式会社 宇部日報社
- 13 株式会社 レノファ山口
- 6 公益社団法人 山口県看護協会
- 12 中国電力ネットワーク 株式会社 宇部ネットワークセンター

- 22 一般社団法人 山口県自動車整備振興会 宇部支部
- 21 企業名
- 20 宇部・山陽小野田 消防局
- 19 株式会社 エムピーエス
- 18 社会福祉法人 むべの里光栄

屋外車両展示会場へ

屋外車両展示場

外に車両を  
展示しています！  
普段見ることが  
できないものを見る  
チャンスです！  
ぜひ来てね！

- 23 宇部警察署
- 5 宇部工業 株式会社

- 5 宇部工業 株式会社
- 4 一般社団法人 山口県 理学療法士会
- 3 山口県教育庁 教職員課
- 2 株式会社 伸和精工
- 1 (一社) 日本塗装工業会 山口県支部



トイレ

↑ 入口

受付

↓ 出口

救護室 →



トイレ

